

独立行政法人都市再生機構法施行令（附則）・新旧対照表目次

- 一 地域振興整備公団法施行令（昭和三十七年政令第二百六十一号）
- 二 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）
- 三 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）
- 四 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第二百七十九号）
- 五 学校給食法施行令（昭和二十九年政令第二百十二号）
- 六 首都圏整備法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号）
- 七 義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令（昭和三十三年政令第八十九号）
- 八 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）
- 九 生産緑地法施行令（昭和四十九年政令第二百八十五号）
- 十 農住組合法施行令（昭和五十六年政令第七十号）
- 十一 住宅・都市整備公団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（昭和五十六年政令第二百六十八号）
- 十二 被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）
- 十三 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）
- 十四 地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和三十年政令第三百三十三号）
- 十五 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）
- 十六 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）
- 十七 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令（昭和三十四年政令第二百四十号）
- 十八 公団等の恩給納付金に関する政令（昭和三十四年政令第二百六十九号）
- 十九 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）
- 二十 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）
- 二十一 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）
- 二十二 独立行政法人建築研究所法第十一条第五号の公共的団体を定める政令（平成十二年政令第三百二十九号）
- 二十三 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）
- 二十四 住宅地債券及び宅地債券令（昭和三十八年政令第四百六十六号）
- 二十五 新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）
- 二十六 独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）
- 二十七 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和四十年政令第五百五十七号）
- 二十八 近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第五百五十九号）
- 二十九 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による不動産登記に関する政令（昭和四十一年政令第二十号）
- 三十 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による不動産登記に関する政令（昭和四十七年政令第三百七十六号）
- 三十一 行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）

- 三十二 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）
- 三十三 流通業務市街地の整備に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三号）
- 三十四 中部圏開発整備法施行令（昭和四十二年政令第二十号）
- 三十五 都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）
- 三十六 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）
- 三十七 新都市基盤整備法施行令（昭和四十七年政令第四百三十一号）
- 三十八 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）
- 三十九 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）
- 四十 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）
- 四十一 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）
- 四十二 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十九号）
- 四十三 司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）
- 四十四 土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）
- 四十五 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）
- 四十六 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法施行令（昭和六十三年政令第二百四十七号）
- 四十七 外国人登録法施行令（平成四年政令第三百三十九号）
- 四十八 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）
- 四十九 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）
- 五十 都市基盤整備公団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十一年政令第二百五十六号）
- 五十一 国土交通省設置法第四条第二十九号の業務等を定める政令（平成十二年政令第二百九十七号）
- 五十二 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）
- 五十三 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）
- 五十四 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）
- 五十五 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）
- 五十六 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）
- 五十七 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）

独立行政法人都市再生機構法施行令案新旧対照条文

地域振興整備公団法施行令（昭和三十七年政令第二百六十一号）（附則第十一条関係）

改正案	現行
（法第十九条の二第一項の要請） 第一条 地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号。以下「法」という。）第十九条の二第一項の要請は、同項に規定する業務に係る事業予定区域をその区域に含むすべての都道府県及び市町村が行うものでなければならない。 （削る） （法第十九条の三に規定する施設） 第二条 法第十九条の三に規定する政令で定める施設は、次に掲げ	（法第十九条の三第一項の要請） 第一条 地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号。以下「法」という。）第十九条の三第一項の要請は、同項に規定する業務に係る事業予定区域をその区域に含むすべての都道府県及び市町村が行うものでなければならない。 （事業実施基本計画の記載事項等） 第二条 法第十九条の四の事業実施基本計画には、次の事項を記載しなければならない。 一 名称 二 目的 三 法第十九条第一項第一号二に掲げる業務を行う場合には、その種類 四 事業予定区域及びその概算面積 五 土地利用の基本方針 六 宅地の造成及び主要施設の整備の基本方針 七 工期 八 事業に要する費用の概算額 九 その他必要な基本的事項 2 法第十九条の四第一項の政令で定める軽微な変更は、工期の一年以内の変更とする。 （法第十九条の五に規定する施設） 第三条 法第十九条の五に規定する政令で定める施設は、次に掲げ

るものとする。

一六（略）

（積立金の積立ての基準）

第三条 法第二十五条第一項の政令で定める基準により計算した額は、積立金の額が地域振興整備公団（以下「公団」という。）の資本金の四分の一に相当する額に達するまでは同項に規定する残余の額に百分の十を乗じて得た額とし、積立金の額が公団の資本金の四分の一に相当する額に達したときは零とする。

（国庫納付金の納付期限）

第四条（略）

（国庫納付金の納付の手續）

第四条の二 公団は、法第二十五条第三項に規定する残余の額を生じたときは、国庫納付金の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類（次項において「添付書類」という。）を添付して、翌事業年度の六月三十日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項に規定する国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の帰属する会計）

第四条の三（略）

（地域振興整備債券申込証）

るものとする。

一六（略）

（工業再配置業務に係る勘定における積立金の積立ての基準）

第四条 法第二十五条第一項の政令で定める基準により計算した額は、積立金の額が法第二十四条の二に規定する工業再配置業務に係る資本金の四分の一に相当する額に達するまでは同項に規定する残余の額に百分の十を乗じて得た額とし、積立金の額が同条に規定する工業再配置業務に係る資本金の四分の一に相当する額に達したときは零とする。

（国庫納付金の納付期限）

第四条の二（略）

（国庫納付金の納付の手續）

第四条の三 公団は、法第二十五条第三項に規定する残余の額を生じたときは、国庫納付金の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類（次項において「添付書類」という。）を添付して、翌事業年度の六月三十日までに、これを国土交通大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣及び経済産業大臣は、前項に規定する国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の帰属する会計）

第四条の四（略）

（地域振興整備債券申込証）

第七条 (略)

2 (略)

3 地域振興整備債券申込証は、公団が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。

一 九 (略)

(地域振興整備債券の発行の認可)

第十四条 公団は、法第二十六条第一項の規定により地域振興整備債券の発行の認可を受けようとするときは、地域振興整備債券の募集の日の一月前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

2 (略)

(他の法令の準用)

第十七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第二十五条第一項、第三十条、第三十一条、第三十五条第三項及び第六十一条(これらの規定を船舶登記規則(明治三十二年勅令第二百七十七号)第一条において準用する場合を含む。)

第七条 (略)

2 (略)

3 地域振興整備債券申込証は、地域振興整備公団(以下「公団」という。)が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。

一 九 (略)

(地域振興整備債券の発行の認可)

第十四条 公団は、法第二十六条第一項の規定により地域振興整備債券の発行の認可を受けようとするときは、地域振興整備債券の募集の日の一月前までに次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

2 (略)

(他の法令の準用)

第十七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第二十五条第一項、第三十条、第三十一条、第三十五条第三項及び第六十一条(これらの規定を船舶登記規則(明治三十二年勅令第二百七十七号)第一条において準用する場合を含む。)、第百六条第二項並びに第百四十八条

二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十八条(第八十七条第一項、第八十七条の二、第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。)

三 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書、第十五条第一項、第十七条第一項第一号(第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)、第二十一条(第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)、第八十

二〇四 (略)

五・六 (略)

七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。））、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。））、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号並びに第五十八条の六第一項

八〇十四 (略)

十五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項第三号

十六 (略)

二条第五項及び第六項（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。））、第八十三条第三項（第八十四条第三項（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。））及び第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。））、第二百二十二条第一項ただし書（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。））並びに第二百二十五条第一項ただし書（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。））

四〇六 (略)

七 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）第八条（第四十五条において準用する場合を含む。））において準用する土地収用法第二十一条

八・九 (略)

十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。））、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。））、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項

一〇一十七 (略)

十八 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項第三号及び第二百八十一条第一項

十九 (略)

二十 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第九条において準用する土地収用法第十一条第一項ただし書及び第十五条第一項、第十一条第一項第一号、第十八条並びに第三十九条ただし書

二十一 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十

十七・十八 (略)
 十九 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)第
 四条第五項
 二十・二十一 (略)

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する
 場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるも
 のは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)

二年法律第四百号)第十一条
 二十二・二十三 (略)
 二十四 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)
 第四条第五項及び第六項第一号
 二十五・二十六 (略)

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する
 場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるも
 のは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
土地収用法第二十一条第一項 (第百三十八条第一項におい て準用する場合を含む。)	行政機関若しくは その地方支分部局 の長	地域振興整備 公団
土地収用法第二十一条第二項 (第百三十八条第一項におい て準用する場合を含む。)	行政機関又はその 地方支分部局の長	地域振興整備 公団
土地収用法第百二十二条第一 項ただし書(第百三十八条第 一項において準用する場合を 含む。)	当該事業の施行に ついて権限を有す る行政機関又はそ の地方支分部局の 長	地域振興整備 公団
公共用地の取得に関する特別 措置法第八条(第四十五条に おいて準用する場合を含む。)において準用する土地収用	行政機関若しくは その地方支分部局 の長	地域振興整備 公団

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

附 則

(利益の処理及び納付金の特例)

3 | 法附則第十条第一項から第三項までの規定により公団の業務が行われる場合には、第三条中「額は、積立金」とあるのは「額は、法附則第十条第一項から第三項までの業務以外の業務（以下「工業再配置等業務」という。）に係る勘定における積立金」と、「工業再配置等業務」とあるのは「工業再配置等業務に係る積立金」と、「資本金」とあるのは「工業再配置等業務に係る資本金」と、「額とし、積立金」とあるのは「額とし、工業再配置等業務に係る勘定における積立金」と、第四条の二第一項中「計算書に、」とあるのは「計算書に、工業再配置等業務に係る勘定における」と、第四条の三中「の出資金」とあるのは「工業再配置等業務に充てるべきものとして出資された出資金」と、同条第二項中「に出資があった」とあるのは「に工業再配置等業務に充てるべきものとして出資があった」とする。

(削る)

法第二十一条第一項		
公共用地の取得に関する特別措置法第八条（第四十五条において準用する場合を含む。） 法第二十一条第二項	行政機関又はその 地方支分部局の長	地域振興整備 公団
(略)	(略)	(略)

附 則

(法附則第九条第一項の政令で定める公共の用に供する施設)

3 | 法附則第九条第一項の政令で定める公共の用に供する施設は、道路、公園、下水道、河川、砂防設備及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

(法附則第九条第一項の規定による貸付金の償還方法)

4 | 法附則第九条第一項の規定による貸付金の償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

二 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則第十六条関係）

改正案	現行
（土地区画整理事業に関する事務） 第七百七十四条の三十九 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する土地区画整理事業に関する事務は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）及び土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第三条第三項若しくは第四項又は第三条の二若しくは第三条の三の規定により都道府県若しくは国土交通大臣又は独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係る事務並びに同法第四十一条第四項（同法第七十八条第四項及び第百十条第七項において準用する場合を含む。）の規定による滞納処分^{（一）}の認可、同法第三条第三項の規定により指定都市が施行する土地区画整理事業に係る同法第五十二条、第五十五条第十二項、第八十六条及び第九十七条の規定による認可並びに同法第五十五条第四項（同法第十三項において準用する場合を含む。）の規定による修正の要求並びに同法第二百二十七条の二第一項の規定による審査請求の裁決で指定都市がした処分に係るものに関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。 2 （略） 3 第一項の場合においては、土地区画整理法第九条第三項、第二十一条第三項及び第三十九条第四項中「国土交通大臣及び関係市町村長に」とあるのは、「国土交通大臣に」と、同法第十一条第七項中「国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する	（土地区画整理事業に関する事務） 第七百七十四条の三十九 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する土地区画整理事業に関する事務は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）及び土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第三条第三項若しくは第四項又は第三条の二から第三条の四までの規定により都道府県若しくは国土交通大臣又は都市基盤整備公団、地域振興整備公団若しくは地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係る事務並びに同法第四十一条第四項（同法第七十八条第四項及び第百十条第七項において準用する場合を含む。）の規定による滞納処分^{（一）}の認可、同法第三条第三項の規定により指定都市が施行する土地区画整理事業に係る同法第五十二条、第五十五条第十二項、第八十六条及び第九十七条の規定による認可並びに同法第五十五条第四項（同法第十三項において準用する場合を含む。）の規定による修正の要求並びに同法第二百二十七条の二第一項の規定による審査請求の裁決で指定都市がした処分に係るものに関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。 2 （略） 3 第一項の場合においては、土地区画整理法第九条第三項、第二十一条第三項及び第三十九条第四項中「国土交通大臣及び関係市町村長に」とあるのは、「国土交通大臣に」と、同法第十一条第七項中「国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する

市町村長を経由して」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより」と、同法第二十条第一項中「施行地区となるべき区域（同項に規定する認可の申請にあつては、施行地区）を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」とあるのは「当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない」と、同法第二十九条第一項中「組合は、施行地区を管轄する市町村長を経由して」とあるのは「組合は」と、同法第五十五条第四項中「都道府県知事は」とあるのは「指定都市の市長は」と、「都道府県が」とあるのは「指定都市が」と、同法第七十五条中「組合は都道府県知事及び市町村長」とあるのは「組合は指定都市の市長」と、「国土交通大臣及び都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第百三条第三項中「個人施行者、組合、市町村又は機構等は」とあるのは「個人施行者又は組合は」と、同条第四項中「都道府県知事は」とあるのは「指定都市の市長は」と、「都道府県が」とあるのは「指定都市が」と、同法第百二十三条第一項中「対し、都道府県知事は個人施行者、組合又は市町村に対し、市町村長は」とあるのは「対し、指定都市の市長は」と、土地区画整理法施行令第一条の二中「第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）」、第二十一条第三項、第三十九条第四項、とあるのは「第四条第一項、第十条第一項、第十四条第一項若しくは第三項又は第三十九条第一項の規定による認可をした場合においては、遅滞なく、施行地区又は設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間を公告した上で、その図書を公衆の縦覧に供し、法」とする。

4
(略)

(土地区画整理事業に関する事務)

第七百七十四条の四十九の十八 地方自治法第二百五十二条の第二十二
第一項の規定により、中核市が処理する土地区画整理事業に関する

市町村長を経由して」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより」と、同法第二十条第一項中「施行地区となるべき区域（同項に規定する認可の申請にあつては、施行地区）を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」とあるのは「当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない」と、同法第二十九条第一項中「組合は、施行地区を管轄する市町村長を経由して」とあるのは「組合は」と、同法第五十五条第四項中「都道府県知事は」とあるのは「指定都市の市長は」と、「都道府県が」とあるのは「指定都市が」と、同法第七十五条中「組合は都道府県知事及び市町村長」とあるのは「組合は指定都市の市長」と、「国土交通大臣及び都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第百三条第三項中「個人施行者、組合、市町村又は公団等は」とあるのは「個人施行者又は組合は」と、同条第四項中「都道府県知事は」とあるのは「指定都市の市長は」と、「都道府県が」とあるのは「指定都市が」と、同法第百二十三条中「対し、都道府県知事は個人施行者、組合又は市町村に対し、市町村長は」とあるのは「対し、指定都市の市長は」と、土地区画整理法施行令第一条の二中「第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）」、第二十一条第三項、第三十九条第四項、とあるのは「第四条第一項、第十条第一項、第十四条第一項若しくは第三項又は第三十九条第一項の規定による認可をした場合においては、遅滞なく、施行地区又は設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間を公告した上で、その図書を公衆の縦覧に供し、法」とする。

4
(略)

(土地区画整理事業に関する事務)

第七百七十四条の四十九の十八 地方自治法第二百五十二条の第二十二
第一項の規定により、中核市が処理する土地区画整理事業に関する

る事務は、土地区画整理法及び土地区画整理法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第三条第三項若しくは第四項又は第三条の二若しくは第三条の三の規定により都道府県若しくは中核市若しくは国土交通大臣又は独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係る事務（中核市が施行する土地区画整理事業に係る同法第七十六条の規定による許可等に関する事務を除く。）並びに同法第四十一条第四項（同法第七十八条第四項及び第一百条第七項において準用する場合を含む。）の規定による滞納処分の認可及び同法第二百二十七条の二第一項の規定による審査請求の裁決で中核市がした処分に係るものに関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第七十四条の三十九第二項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2

前項の場合においては、土地区画整理法第九条第三項、第二十一条第三項及び第三十九条第四項中「国土交通大臣及び関係市町村長に」とあるのは「国土交通大臣に」と、同法第十一条第七項中「国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより」と、同法第二十条第一項中「施行地区となるべき区域（同項に規定する認可の申請にあつては、施行地区）を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」とあるのは「当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない」と、同法第二十九条第一項中「組合は、施行地区を管轄する市町村長を経由して」とあるのは「組合は」と、同法第七十五条中「組合は都道府県知事及び市町村長」とあるのは「組合は中核市の市長」と、同法第二百二十三条第一項中「都道府県知事は個人施行者、組合又は市町村村に対し、市町村長は」とある

る事務は、土地区画整理法及び土地区画整理法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第三条第三項若しくは第四項又は第三条の二から第三条の四までの規定により都道府県若しくは中核市若しくは国土交通大臣又は都市基盤整備公団、地域振興整備公団若しくは地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係る事務（中核市が施行する土地区画整理事業に係る同法第七十六条の規定による許可等に関する事務を除く。）並びに同法第四十一条第四項（同法第七十八条第四項及び第一百条第七項において準用する場合を含む。）の規定による滞納処分の認可及び同法第二百二十七条の二第一項の規定による審査請求の裁決で中核市がした処分に係るものに関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第七十四条の三十九第二項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2

前項の場合においては、土地区画整理法第九条第三項、第二十一条第三項及び第三十九条第四項中「国土交通大臣及び関係市町村長に」とあるのは「国土交通大臣に」と、同法第十一条第七項中「国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより」と、同法第二十条第一項中「施行地区となるべき区域（同項に規定する認可の申請にあつては、施行地区）を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」とあるのは「当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない」と、同法第二十九条第一項中「組合は、施行地区を管轄する市町村長を経由して」とあるのは「組合は」と、同法第七十五条中「組合は都道府県知事及び市町村長」とあるのは「組合は中核市の市長」と、同法第二百二十三条中「都道府県知事は個人施行者、組合又は市町村村に対し、市町村長は」とあるのは「

のは「都道府県知事は中核市に対し、中核市の市長は」と、土地
区画整理法施行令第一条の二中「第九条第三項（法第十条第三項
において準用する場合を含む。）」、第二十一条第三項、第三十九
条第四項、とあるのは「第四条第一項、第十条第一項、第十四
条第一項若しくは第三項又は第三十九条第一項の規定による認可
をした場合においては、遅滞なく、施行地区又は設計の概要を表
示する図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間を公
告した上で、その図書を公衆の縦覧に供し、法」とする。

3
(略)

(土地区画整理事業に関する事務)

第七百七十四条の四十九の二十の二 地方自治法第二百五十二条の二
十六の三第一項の規定により、特例市が処理する土地区画整理事
業に関する事務は、土地区画整理法及び土地区画整理法施行令の
規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第
三条第三項若しくは第四項又は第三条の二若しくは第三条の三の
規定により都道府県若しくは特例市若しくは国土交通大臣又は都
立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社が施行する土
地区画整理事業に係る事務（特例市が施行する土地区画整理事業
に係る同法第七十六条の規定による許可等に関する事務を除く。

）並びに同法第四十一条第四項（同法第七十八条第四項及び第百
十条第七項において準用する場合を含む。）の規定による滞納処
分の認可及び同法第二百二十七条の二第一項の規定による審査請
求の裁決で特例市がした処分に係るものに関する事務を除く。）と
する。この場合においては、次項及び第三項において準用する第
百七十四条の三十九第二項において特別の定めがあるものを除き
、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事
務に係る規定を除く。）は、特例市に関する規定として特例市に
適用があるものとする。

2
前項の場合においては、土地区画整理法第九条第三項、第二十

都道府県知事は中核市に対し、中核市の市長は」と、土地区画整
理法施行令第一条の二中「第九条第三項（法第十条第三項におい
て準用する場合を含む。）」、第二十一条第三項、第三十九条第四
項、とあるのは「第四条第一項、第十条第一項、第十四条第一
項若しくは第三項又は第三十九条第一項の規定による認可をした
場合においては、遅滞なく、施行地区又は設計の概要を表示する
図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間を公告した
上で、その図書を公衆の縦覧に供し、法」とする。

3
(略)

(土地区画整理事業に関する事務)

第七百七十四条の四十九の二十の二 地方自治法第二百五十二条の二
十六の三第一項の規定により、特例市が処理する土地区画整理事
業に関する事務は、土地区画整理法及び土地区画整理法施行令の
規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第
三条第三項若しくは第四項又は第三条の二から第三条の四までの
規定により都道府県若しくは特例市若しくは国土交通大臣又は都
市基盤整備公団、地域振興整備公団若しくは地方住宅供給公社が
施行する土地区画整理事業に係る事務（特例市が施行する土地区
画整理事業に係る同法第七十六条の規定による許可等に関する事
務を除く。）並びに同法第四十一条第四項（同法第七十八条第四
項及び第一百条第七項において準用する場合を含む。）の規定に
よる滞納処分の認可及び同法第二百二十七条の二第一項の規定に
よる審査請求の裁決で特例市がした処分に係るものに関する事務
を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において
準用する第七百七十四条の三十九第二項において特別の定めがある
ものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内
に掲げる事務に係る規定を除く。）は、特例市に関する規定とし
て特例市に適用があるものとする。

2
前項の場合においては、土地区画整理法第九条第三項、第二十

一条第三項及び第三十九条第四項中「国土交通大臣及び関係市町村長に」とあるのは「国土交通大臣に」と、同法第十一条第七項中「国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより」と、同法第二十条第一項中「施行地区となるべき区域（同項に規定する認可の申請にあつては、施行地区）を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」とあるのは「当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない」と、同法第二十九条第一項中「組合は、施行地区を管轄する市町村長を経由して」とあるのは「組合は」と、同法第七十五条中「組合は都道府県知事及び市町村長」とあるのは「組合は特例市の市長」と、同法第二百二十三条第一項中「都道府県知事は個人施行者、組合又は市町村に対し、市町村長は」とあるのは「都道府県知事は特例市に対し、特例市の市長は」と、土地区画整理法施行令第一条の二中「第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）」、第二十一条第三項、第三十九条第四項、「とあるのは」「第四条第一項、第十条第一項、第十四条第一項若しくは第三項又は第三十九条第一項の規定による認可をした場合においては、遅滞なく、施行地区又は設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間を公告した上で、その図書を公衆の縦覧に供し、法」とする。

3
(略)

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政 令	事 務
(略)	(略)

一条第三項及び第三十九条第四項中「国土交通大臣及び関係市町村長に」とあるのは「国土交通大臣に」と、同法第十一条第七項中「国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより」と、同法第二十条第一項中「施行地区となるべき区域（同項に規定する認可の申請にあつては、施行地区）を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」とあるのは「当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない」と、同法第二十九条第一項中「組合は、施行地区を管轄する市町村長を経由して」とあるのは「組合は」と、同法第七十五条中「組合は都道府県知事及び市町村長」とあるのは「組合は特例市の市長」と、同法第二百二十三条中「都道府県知事は個人施行者、組合又は市町村に対し、市町村長は」とあるのは「都道府県知事は特例市に対し、特例市の市長は」と、土地区画整理法施行令第一条の二中「第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）」、第二十一条第三項、第三十九条第四項、「とあるのは」「第四条第一項、第十条第一項、第十四条第一項若しくは第三項又は第三十九条第一項の規定による認可をした場合においては、遅滞なく、施行地区又は設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間を公告した上で、その図書を公衆の縦覧に供し、法」とする。

3
(略)

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政 令	事 務
(略)	(略)

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）	第一条の二の規定により市町村が処理することとされている事務（国土交通大臣、都道府県、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）
（略）	（略）

（削る）	（略）
（略）	（略）
新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）	第十五条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都道府県又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。）
（略）	（略）

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）	第一条の二の規定により市町村が処理することとされている事務（国土交通大臣、都道府県、都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）
（略）	（略）

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令（昭和三十四年政令第二百四十号）	第六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。）
（略）	（略）

新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）	第十五条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都道府県、都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。）
（略）	（略）

近畿圏の近郊整備区域及
第八条第二項の規定により市町村が

(略)	流通業務市街地の整備に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三号）	(略)	都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）
(略)	第八条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都道府県又は独立行政法人都市再生機構が施行する流通業務団地造成事業に係るものに限る。）	(略)	この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第二条の二及び第五十条第二項に規定する事務（都道府県又は機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。） 二 第三条に規定する事務（機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）

び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和四十年政令第五百十七号）	(略)	流通業務市街地の整備に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三号）	(略)	都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）
処理することとされている事務（都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。）	(略)	第八条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都道府県又は都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団が施行する流通業務団地造成事業に係るものに限る。）	(略)	この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第二条の二及び第五十条第二項に規定する事務（都道府県又は公団等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。） 二 第三条に規定する事務（公団等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）

(略)	新都市基盤整備法施行令 (昭和四十七年政令第四百三十一号)	第十九条の二において準用する土地 区画整理法施行令第一条の二及び第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。)
(略)	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令(昭和五十年政令第三百六号)	第十四条の二において準用する土地 区画整理法施行令第一条の二の規定により市町村が処理することとされている事務(都府県又は独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。)
(略)	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令(平成九年政令第三百二十四号)	この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第二十五条及び第五十三条第二項に規定する事務(都道府県、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(市のみが設立した

(略)	新都市基盤整備法施行令 (昭和四十七年政令第四百三十一号)	第十九条の二において準用する土地 区画整理法施行令第一条の二及び第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(都道府県、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。)
(略)	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令(昭和五十年政令第三百六号)	第十四条の二において準用する土地 区画整理法施行令第一条の二の規定により市町村が処理することとされている事務(都府県又は都市基盤整備公団若しくは地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。)
(略)	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令(平成九年政令第三百二十四号)	この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第二十五条及び第五十三条第二項に規定する事務(都道府県、都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社(市のみ

(略)	
(略)	ものを除く。次号において同じ。 () が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。) 二 第二十六条に規定する事務(独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)
(略)	
(略)	が設立したものを除く。次号において同じ。) が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。) 二 第二十六条に規定する事務(都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)

三 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（附則第十八条関係）

改正案	現行
（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団（同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号。以下この号において「旧都市基盤整備公団法」という。）附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団並びに旧都市基盤整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団を含む。） 二 百五十 （略） （法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の四 法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。 一 七十六 （略） 七十七 独立行政法人都市再生機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団 七十八 八十二 （略）	（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一 都市基盤整備公団（都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団並びに都市基盤整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団を含む。） 二 百五十 （略） （法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の四 法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。 一 七十六 （略） 七十七 都市基盤整備公団 七十八 八十二 （略）

四 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（附則第十九条関係）

改 正 案	現 行
別表第十（第六十条の二関係） 一〇五十三（略） （削る） 五十四〇六十三（略）	別表第十（第六十条の二関係） 一〇五十三（略） 五十四 都市基盤整備公団 五十五〇六十四（略）

五 学校給食法施行令（昭和二十九年政令第二百十二号）（附則第二十条関係）

改正案	現行
（学校給食の開設に必要な施設に要する経費の範囲及び算定基準） 第四条（略） 2 前項の規定により市町村立の小学校又は中学校（学校教育法第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。）の学校給食の開設に必要な施設の建築に要する経費を算定する場合において、当該施設に係る児童又は生徒の数が、当該建築を行う年度の五月一日（同項第二号及び第三号に掲げる学校にあつては、その設置の日）の翌日以降当該建築を行う年度の四月一日から起算して三年を経過した日までの間における次に掲げる事情のため、当該期間内に、文部科学省令で定めるところにより算定して、単独校調理場にあつては百五十人以上、共同調理場にあつては五百人以上増加することとなるときは、同項の児童等の数は、当該児童等の数に増加することとなる児童又は生徒の数を加えた数とする。 一 次に掲げる住宅が、当該施設に係る学校の通学区域内に建設されること。 イ 国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社の建設する住宅 ロ・ハ（略） 二（略） 3（略）	（学校給食の開設に必要な施設に要する経費の範囲及び算定基準） 第四条（略） 2 前項の規定により市町村立の小学校又は中学校（学校教育法第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。）の学校給食の開設に必要な施設の建築に要する経費を算定する場合において、当該施設に係る児童又は生徒の数が、当該建築を行う年度の五月一日（同項第二号及び第三号に掲げる学校にあつては、その設置の日）の翌日以降当該建築を行う年度の四月一日から起算して三年を経過した日までの間における次に掲げる事情のため、当該期間内に、文部科学省令で定めるところにより算定して、単独校調理場にあつては百五十人以上、共同調理場にあつては五百人以上増加することとなるときは、同項の児童等の数は、当該児童等の数に増加することとなる児童又は生徒の数を加えた数とする。 一 次に掲げる住宅が、当該施設に係る学校の通学区域内に建設されること。 イ 国、地方公共団体、都市基盤整備公団又は地方住宅供給公社の建設する住宅 ロ・ハ（略） 二（略） 3（略）

六 首都圏整備法施行令（昭和三十三年政令第三百三十三号）（附則第二十条関係）

改 正 案		現 行	
（建築物の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲） 第十一条 住宅等の建築物の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次の各号に掲げる事項とする。 一 公営住宅、独立行政法人都市再生機構が建設する住宅その他の一団地の住宅のうち主要なものの地域別建設計画に関する事項 二・三 （略） （事業計画） 第十五条 法第二十一条第五項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。 一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業	（略）	（略）	（建築物の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲） 第十一条 住宅等の建築物の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次の各号に掲げる事項とする。 一 公営住宅、都市基盤整備公団が建設する住宅その他の一団地の住宅のうち主要なものの地域別建設計画に関する事項 二・三 （略） （事業計画） 第十五条 法第二十一条第五項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。 一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業
			（略）
第七条第一号に規定する事項に係る事業	（略）	（略）	（略）
地方公共団体、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、旅客鉄道株式	地方公共団体、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、旅客鉄道株式	地方公共団体、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市基盤整備公団及び旅客鉄道株式会社及	地方公共団体、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市基盤整備公団及び旅客鉄道株式会社及

	会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社	（略）	（略）	第十一条に規定する事項に係る事業	国、地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構並びに住宅金融公庫から資金の貸付けを受けて事業を行う者	（略）	（略）
	び日本貨物鉄道株式会社に關する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社	（略）	（略）	第十一条に規定する事項に係る事業	国、地方公共団体及び都市基盤整備公団並びに住宅金融公庫から資金の貸付けを受けて事業を行う者	（略）	（略）

改 正 案	現 行
（法第五条第一項の政令で定める事情） 第五条 法第五条第一項の政令で定める事情は、次に掲げる場合で当該学校の学級数が三学級以上増加することとなるものとする。 一 新築又は増築を行う年度の五月二日以降法第五条第一項の文部科学大臣の定める日までの間に当該学校の通学区域内に次に掲げる住宅が建設される場合 イ 国、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構の建設する住宅 ロ・ハ （略） 二 （略）	（法第五条第一項の政令で定める事情） 第五条 法第五条第一項の政令で定める事情は、次に掲げる場合で当該学校の学級数が三学級以上増加することとなるものとする。 一 新築又は増築を行う年度の五月二日以降法第五条第一項の文部科学大臣の定める日までの間に当該学校の通学区域内に次に掲げる住宅が建設される場合 イ 国、地方公共団体又は都市基盤整備公団の建設する住宅 ロ・ハ （略） 二 （略）

八 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）（附則第二十条関係）

改 正 案	現 行
（遊休土地の買取りの協議を行う法人） 第三十八条の十 法第五十八条の九第一項の政令で定める法人は、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、首都高速道路公団、地域振興整備公団、中小企業総合事業団、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構とする。	（遊休土地の買取りの協議を行う法人） 第三十八条の十 法第五十八条の九第一項の政令で定める法人は、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、首都高速道路公団、地域振興整備公団、中小企業総合事業団、都市基盤整備公団、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構とする。

九 生産緑地法施行令（昭和四十九年政令第二百八十五号）（附則第二十条関係）

改正案	現行
（地方公共団体等） 第二条 法第二条第四号の政令で定める法人は、地方公共団体、港務局、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人都市再生機構及び地域振興整備公団とする。	（地方公共団体等） 第二条 法第二条第四号の政令で定める法人は、地方公共団体、港務局、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、都市基盤整備公団及び地域振興整備公団とする。

十 農住組合法施行令（昭和五十六年政令第七十号）（附則第二十條關係）

改 正 案	現 行
（土地の賃貸等の相手方） 第一条 農住組合法（以下「法」という。）第七条第二項第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 （略） 二 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社及び日本勤労者住宅協会 三 （略）	（土地の賃貸等の相手方） 第一条 農住組合法（以下「法」という。）第七条第二項第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 （略） 二 都市基盤整備公団、地方住宅供給公社及び日本勤労者住宅協会 三 （略）

十一 住宅・都市整備公団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（昭和五十六年政令第二百六十八号）（附則第二十條關係）

改 正 案	現 行
附 則 （住宅債券原簿等に関する経過措置） 第二条 住宅・都市整備公団法附則第六條第一項の規定により解散した旧日本住宅公団が旧日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）第四十九條第一項の規定により発行した住宅債券に係る住宅債券原簿及び利札については、廃止前の日本住宅公団法施行令第十六條及び第十七條の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同令第十六條第一項中「公団は、主たる事務所に」とあるのは「独立行政法人都市再生機構は、その住宅債券原簿に係る住宅債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間、主たる事務所に」と、同令第二項第三号中「第十一條第二項第一号」とあるのは「旧日本住宅公団法施行令（昭和三十年政令第二百二十四号）第十一條第二項第一号」と、同令第十七條第二項中「公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。 （宅地債券及び特別住宅債券令の一部改正に伴う経過措置） 第四条 住宅・都市整備公団法附則第六條第一項の規定により解散した旧日本住宅公団が旧日本住宅公団法第四十九條第二項の規定により発行した特別住宅債券及び日本住宅公団宅地債券については、第十七條の規定による改正前の宅地債券及び特別住宅債券令第八條の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同令第一項中「発行者は、主たる事務所に、住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び宅地開発公団にあつては宅地債券原簿を、日本住宅公団にあつては」とあるのは、「独立行政法人都市再生機構は、その宅地債券等原簿に係る特別住宅債券及び日本住宅公団宅地債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間、主たる事務所に、」とする。	附 則 （住宅債券原簿等に関する経過措置） 第二条 住宅・都市整備公団法附則第六條第一項の規定により解散した旧日本住宅公団が旧日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）第四十九條第一項の規定により発行した住宅債券に係る住宅債券原簿及び利札については、廃止前の日本住宅公団法施行令第十六條及び第十七條の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同令第十六條第一項中「公団は、主たる事務所に」とあるのは「都市基盤整備公団は、その住宅債券原簿に係る住宅債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間、主たる事務所に」と、同令第二項第三号中「第十一條第二項第一号」とあるのは「旧日本住宅公団法施行令（昭和三十年政令第二百二十四号）第十一條第二項第一号」と、同令第十七條第二項中「公団」とあるのは「都市基盤整備公団」とする。 （宅地債券及び特別住宅債券令の一部改正に伴う経過措置） 第四条 住宅・都市整備公団法附則第六條第一項の規定により解散した旧日本住宅公団が旧日本住宅公団法第四十九條第二項の規定により発行した特別住宅債券及び日本住宅公団宅地債券については、第十七條の規定による改正前の宅地債券及び特別住宅債券令第八條の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同令第一項中「発行者は、主たる事務所に、住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び宅地開発公団にあつては宅地債券原簿を、日本住宅公団にあつては」とあるのは、「都市基盤整備公団は、その宅地債券等原簿に係る特別住宅債券及び日本住宅公団宅地債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間、主たる事務所に、」とする。

十二 被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）（附則第二十条関係）

改 正 案	現 行
（被災市街地復興推進地域内における土地の買取りの申出の相手となる者） 第五条 法第八条第一項の政令で定める者は、<u>独立行政法人都市再生機構</u>、<u>地域振興整備公団</u>、<u>地方住宅供給公社</u>及び<u>土地開発公社</u>とする。	（被災市街地復興推進地域内における土地の買取りの申出の相手となる者） 第五条 法第八条第一項の政令で定める者は、<u>都市基盤整備公団</u>、<u>地域振興整備公団</u>、<u>地方住宅供給公社</u>及び<u>土地開発公社</u>とする。

十三 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）（附則第二十一条関係）

改正案	現行
（委員の選挙期日の公告） 第十九条 委員の選挙を行う場合には、市町村長等（国土交通大臣が土地区画整理事業を施行する場合における国土交通大臣、都道府県が土地区画整理事業を施行する場合における都道府県知事、市町村が土地区画整理事業を施行する場合における市町村長、独立行政法人都市再生機構が土地区画整理事業を施行する場合における独立行政法人都市再生機構理事長又は地方住宅供給公社が土地区画整理事業を施行する場合における地方住宅供給公社理事長をいう。以下この章において同じ。）は、あらかじめ、選挙期日を定め、これを公告しなければならない。この場合において、選挙期日は、その公告の日から百日以内としなければならない。 （事務の区分） 第七十八条 第一条の二の規定により市町村が処理することとされている事務（国土交通大臣、都道府県、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）は、地方自治法第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 2 （略）	（委員の選挙期日の公告） 第十九条 委員の選挙を行う場合には、市町村長等（国土交通大臣が土地区画整理事業を施行する場合における国土交通大臣、都道府県が土地区画整理事業を施行する場合における都道府県知事、市町村が土地区画整理事業を施行する場合における市町村長、都市基盤整備公団が土地区画整理事業を施行する場合における都市基盤整備公団総裁、地域振興整備公団が土地区画整理事業を施行する場合における地域振興整備公団総裁又は地方住宅供給公社が土地区画整理事業を施行する場合における地方住宅供給公社理事長をいう。以下この章において同じ。）は、あらかじめ、選挙期日を定め、これを公告しなければならない。この場合において、選挙期日は、その公告の日から百日以内としなければならない。 （事務の区分） 第七十八条 第一条の二の規定により市町村が処理することとされている事務（国土交通大臣、都道府県、都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 2 （略）

改 正 案	現 行
（寄附金等の支出の制限の対象となる独立行政法人） 第十二条の二 法第二十四条第二項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人消防研究所、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全	（寄附金等の支出の制限の対象となる独立行政法人） 第十二条の二 法第二十四条第二項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人消防研究所、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全

全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センターとする。

全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人国立高等学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センターとする。

十五 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（附則第二十三条関係）

改正案	現行
（国の設置に係る都市公園の使用料の徴収） 第二十条 国土交通大臣は、国の設置に係る都市公園について、法第五條第二項又は法第六條第一項若しくは第三項（法第二十三條第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の許可を受けた者（法第九條（法第二十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定により公園管理者と協議が成立した者を含む。）から、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用（以下「公園施設の設置等」という。）につき、国土交通省令で定めるところにより、使用料を徴収するものとする。ただし、当該公園施設の設置等が次に掲げる公園施設又は占用物件に係るものであり、かつ、営利を目的とし、又は利益をあげるものでないときは、この限りでない。 一 公園施設で国土交通大臣が指定するもの 二 （略） 2 （略）	（国の設置に係る都市公園の使用料の徴収） 第二十条 国土交通大臣は、国の設置に係る都市公園について、法第五條第二項又は法第六條第一項若しくは第三項（法第二十三條第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の許可を受けた者（法第五條第三項又は法第九條（法第二十三條第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により公園管理者と協議が成立した者を含む。）から、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用（以下「公園施設の設置等」という。）につき、国土交通省令で定めるところにより、使用料を徴収するものとする。ただし、当該公園施設の設置等が次に掲げる公園施設又は占用物件に係るものであり、かつ、営利を目的とし、又は利益をあげるものでないときは、この限りでない。 一 公園施設で都市基盤整備公団が設置し、又は管理するものその他国土交通大臣が指定するもの 二 （略） 2 （略）

改 正 案	現 行
（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲） 第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団、地域振興整備公団、独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団（農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団並びに森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団を含む。）、石油公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団を含む。）、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団（同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）以下「旧都市基盤整備公団法」という。）附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）以下「旧住宅・都市整備公団法」という。）附則第六条第一項の規	（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲） 第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団、地域振興整備公団、独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団（農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団並びに森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団を含む。）、石油公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団を含む。）、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団、都市基盤整備公団（都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）以下「旧住宅・都市整備公団法」という。）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団並びに都市基盤整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整

定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団並びに旧都市基盤整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団を含む。）、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団並びに本州四国連絡橋公団

二〇五（略）

2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 独立行政法人緑資源機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団、石油公団、日本道路公団、首都高速道路公団、独立行政法人水資源機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団、阪神高速道路公団、地域振興整備公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団、本州四国連絡橋公団及び独立行政法人都市再生機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団

二〇五（略）

附則

（旧住宅・都市整備公団法の施行に伴う経過措置）

第三十三条 旧日本住宅公団の役員又は職員で旧住宅・都市整備公団法附則第二十一条第一号の規定による廃止前の日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）第五十九条の規定の適用を受けていたものに係る施行法の規定の適用については、なお従前の例による。この場合においては、旧住宅・都市整備公団法附則第六条第一項、旧都市基盤整備公団法附則第六条第一項及び独立行政法人都市再生機構法附則第四条第一項の規定の適用があるものとする。

備公団を含む。）、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団並びに本州四国連絡橋公団

二〇五（略）

2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 独立行政法人緑資源機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団、石油公団、日本道路公団、首都高速道路公団、独立行政法人水資源機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団、阪神高速道路公団、地域振興整備公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団、本州四国連絡橋公団及び都市基盤整備公団

二〇五（略）

附則

（旧住宅・都市整備公団法の施行に伴う経過措置）

第三十三条 旧日本住宅公団の役員又は職員で旧住宅・都市整備公団法附則第二十一条第一号の規定による廃止前の日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）第五十九条の規定の適用を受けていたものに係る施行法の規定の適用については、なお従前の例による。この場合においては、旧住宅・都市整備公団法附則第六条第一項及び都市基盤整備公団法附則第六条第一項の規定の適用があるものとする。

改正案	現行
第六条（略） 2 前項の場合において、工業団地造成事業を施行すべき土地の区域又は工業団地造成事業が施行された土地の区域の属する市町村及び書類の送付を受けるべき者の住所又はその者の最後の住所の属する市町村の長は、<u>施行者又は施行者であつた者の求めにより</u>、同項の規定による掲示がされている旨の公告をしなければならない。この場合においては、前項の規定による掲示は、同項の規定にかかわらず、当該市町村の長の公告があつた日（二以上の市町村の長の公告があつたときは、最後の公告があつた日）から起算して十日を経過した日まででなければならない。 3 （略） （事務の区分） 第十二条 第六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。）は、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。</u>	第六条（略） 2 前項の場合において、工業団地造成事業を施行すべき土地の区域又は工業団地造成事業が施行された土地の区域の属する市町村及び書類の送付を受けるべき者の住所又はその者の最後の住所の属する市町村の長は、<u>施行者又は地方公共団体等の求めにより</u>、同項の規定による掲示がされている旨の公告をしなければならない。この場合においては、前項の規定による掲示は、同項の規定にかかわらず、当該市町村の長の公告があつた日（二以上の市町村の長の公告があつたときは、最後の公告があつた日）から起算して十日を経過した日まででなければならない。 3 （略） （事務の区分） 第十二条 第六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。）は、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</u> 2 第六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。）は、<u>地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。</u>

十八 公団等の恩給納付金に関する政令（昭和三十四年政令第二百六十九号）（附則第二十八条関係）

改正案	現行
（公団等の恩給納付金の計算） 第一条 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、日本道路公団、公営企業金融公庫、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団（以下「公団等」という。）が、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第二十條の規定によりなおその効力を有するとされた旧都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第二十條第六項の規定によりなおその効力を有するとされた旧日本住宅公団法第六十條、独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）附則第十二條の規定によりなおその効力を有するとされた旧愛知用水公団法第四十九條、独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）附則第十三條第三項の規定によりなおその効力を有するとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第十條第三項の規定によりなおその効力を有するとされた旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）附則第十七條の規定によりなおその効力を有するとされた旧農地開発機械公団法第三十八條、日本道路公団法第三十八條、公営企業金融公庫法第三十九條第六項、首都高速道路公団法第四十九條若しくは同法附則第十二條第二項又は阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）附則第十一條の規定により、毎年度、国庫又は地方公共団体に納付すべき金額（以下「恩給納付金」という。）は、国庫又は地方公共団体が恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定により、当該公団等の役員若しくは職員（当該公団等が独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構又は独立行政法人都市再生機構である場合には、水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第七十三号）附則第二條第一項の規定により解散した旧愛知用水公団、森林開発公団法の一部を改正する法律附則第八條の規定による廃止前の旧農用地整備公団法附則第六條第一項の規定により解散した旧農地	（公団等の恩給納付金の計算） 第一条 都市基盤整備公団、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、日本道路公団、公営企業金融公庫、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団（以下「公団等」という。）が、都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第二十條第六項の規定によりなおその効力を有するとされた旧日本住宅公団法第六十條、独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）附則第十二條の規定によりなおその効力を有するとされた旧愛知用水公団法第四十九條、独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）附則第十三條第三項の規定によりなおその効力を有するとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第十條第三項の規定によりなおその効力を有するとされた旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）附則第十七條の規定によりなおその効力を有するとされた旧農地開発機械公団法第三十八條、日本道路公団法第三十八條、公営企業金融公庫法第三十九條第六項、首都高速道路公団法第四十九條若しくは同法附則第十二條第二項又は阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）附則第十一條の規定により、毎年度、国庫又は地方公共団体に納付すべき金額（以下「恩給納付金」という。）は、国庫又は地方公共団体が恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定により、当該公団等の役員若しくは職員（当該公団等が独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構又は都市基盤整備公団である場合には、水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第七十三号）附則第二條第一項の規定により解散した旧愛知用水公団、森林開発公団法の一部を改正する法律附則第八條の規定による廃止前の旧農用地整備公団法附則第六條第一項の規定により解散した旧農地開発機械公団又は住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六條第一項の規定により解散した旧日本住宅公団の役

開発機械公団又は住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団の役員又は職員）であつた者又はその遺族に対し前年度の初日において支給する各普通恩給又は扶助料（以下「恩給」という。）につき、その恩給年額（過年度に係る恩給として支給すべき額がある場合には、これを含むものとし、当該恩給が恩給法第五十八条ノ三又は第五十八条ノ四の規定によりその一部が停止されるものである場合には、その停止年額を控除した額とし、当該恩給が同法第七十五条第一項第二号又は第三号の規定による扶助料である場合には、同項第一号の規定による扶助料として計算した額とする。以下この条において同じ。）にその算出の基礎となつた公団等の役員又は職員（当該公団等が独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構又は独立行政法人都市再生機構である場合には、水資源開発公団法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧愛知用水公団又は森林開発公団法の一部を改正する法律附則第八条の規定による廃止前の旧農用地整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧農地開発機械公団又は住宅・都市整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団の役員又は職員）であつた在職年数（一年未満の端数がある場合には、これを切り捨てた年数とし、当該役員又は職員であつた者が首都高速道路公団法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける者である場合には、その日本道路公団の職員としての在職年数を含む。）を乗じ、その額を当該恩給年額の算出の基礎となつた在職年（当該在職年が恩給法第四十五条の規定による普通恩給についての所要最短在職年数に満たない場合には、当該所要最短在職年数）で除して得た額の合計額とする。

員又は職員）であつた者又はその遺族に対し前年度の初日において支給する各普通恩給又は扶助料（以下「恩給」という。）につき、その恩給年額（過年度に係る恩給として支給すべき額がある場合には、これを含むものとし、当該恩給が恩給法第五十八条ノ三又は第五十八条ノ四の規定によりその一部が停止されるものである場合には、その停止年額を控除した額とし、当該恩給が同法第七十五条第一項第二号又は第三号の規定による扶助料である場合には、同項第一号の規定による扶助料として計算した額とする。以下この条において同じ。）にその算出の基礎となつた公団等の役員又は職員（当該公団等が独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構又は都市基盤整備公団である場合には、水資源開発公団法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧愛知用水公団又は森林開発公団法の一部を改正する法律附則第八条の規定による廃止前の旧農用地整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧農地開発機械公団又は住宅・都市整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団の役員又は職員）であつた在職年数（一年未満の端数がある場合には、これを切り捨てた年数とし、当該役員又は職員であつた者が首都高速道路公団法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける者である場合には、その日本道路公団の職員としての在職年数を含む。）を乗じ、その額を当該恩給年額の算出の基礎となつた在職年（当該在職年が恩給法第四十五条の規定による普通恩給についての所要最短在職年数に満たない場合には、当該所要最短在職年数）で除して得た額の合計額とする。

改 正 案	現 行
別表第二（第十条の二関係） 一 （略） 二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立	別表第二（第十条の二関係） 一 （略） 二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立

行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法

行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法

人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人労働政策研究・研修機構

三 (略)

四 首都高速道路公団、石油公団、地域振興整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団

五 十 (略)

人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人労働政策研究・研修機構

三 (略)

四 首都高速道路公団、石油公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団

五 十 (略)

改 正 案	現 行
（継続長期組合員に係る公庫等の範囲） 第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一 独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。）、地域振興整備公団、独立行政法人緑資源機構（独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団を含む。）、石油公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金を含む。）、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団、独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附	（継続長期組合員に係る公庫等の範囲） 第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一 独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。）、地域振興整備公団、独立行政法人緑資源機構（独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団を含む。）、石油公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金を含む。）、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団、都市基盤整備公団（都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第六条第一

則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。））、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団並びに本州四国連絡橋公団

二五（略）

第四十三条（略）

二・三（略）

4 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第四百四十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、法第四百四十条第一項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 独立行政法人緑資源機構（独立行政法人緑資源機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団を含む。））、石油公団、日本道路公団、首都高速道路公団、独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。））、阪神高速道路公団、地域振興整備公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団を含む。））、本州四国連絡橋公団及び独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団を含む。））

五・六（略）
二五（略）

項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。））、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団並びに本州四国連絡橋公団

二五（略）

第四十三条（略）

二・三（略）

4 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第四百四十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、法第四百四十条第一項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 独立行政法人緑資源機構（独立行政法人緑資源機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団を含む。））、石油公団、日本道路公団、首都高速道路公団、独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。））、阪神高速道路公団、地域振興整備公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団を含む。））、本州四国連絡橋公団及び都市基盤整備公団

五・六（略）
二五（略）

二十一 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）（附則第三十一条関係）

改正案	現行
国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の政令で定める公法人は、奄美群島振興開発基金、沖縄振興開発金融公庫、核燃料サイクル開発機構、危険物保安技術協会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、港務局、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、産業基盤整備基金、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、首都高速道路公団、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、地域振興整備公団、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本原子力研究所、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本郵政公社、年金資金運用基金、農業共済組合、農業共済組合連合会、農林漁業金融公庫、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団とする。	国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の政令で定める公法人は、奄美群島振興開発基金、沖縄振興開発金融公庫、核燃料サイクル開発機構、危険物保安技術協会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、港務局、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、産業基盤整備基金、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、首都高速道路公団、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、地域振興整備公団、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、都市基盤整備公団、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本原子力研究所、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本郵政公社、年金資金運用基金、農業共済組合、農業共済組合連合会、農林漁業金融公庫、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団とする。

二十二 独立行政法人建築研究所法第十一条第五号の公共的団体を定める政令（平成十二年政令第三百二十九号）（附則第三十一条関係）

改 正 案	現 行
独立行政法人建築研究所法第十一条第五号の政令で定める公共的団体は、独立行政法人、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、地域振興整備公団、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会とする。	独立行政法人建築研究所法第十一条第五号の政令で定める公共的団体は、独立行政法人、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会とする。

改 正 案	現 行
（法第二条第二号への政令で定める法人） 第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号への政令で定める法人は、奄美群島振興開発基金、沖縄振興開発金融公庫、核燃料サイクル開発機構、関西国際空港株式会社、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、厚生年金基金連合会、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民生活金融公庫、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、産業基盤整備基金、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都高速道路公団、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、大学共同利用機関法人、地域振興整備公団、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、町村議会議員共済会、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本原子力研究所、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、	（法第二条第二号への政令で定める法人） 第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号への政令で定める法人は、奄美群島振興開発基金、沖縄振興開発金融公庫、核燃料サイクル開発機構、関西国際空港株式会社、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、厚生年金基金連合会、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民生活金融公庫、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、産業基盤整備基金、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都高速道路公団、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、大学共同利用機関法人、地域振興整備公団、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、町村議会議員共済会、都市基盤整備公団、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本原子力研究所、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、

日本税理士会連合会、日本船舶振興会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路公団、放送大学学園、本州四国連絡橋公団及び預金保険機構とする。

日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本船舶振興会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路公団、放送大学学園、本州四国連絡橋公団及び預金保険機構とする。

改正案	現行
住宅宅地債券令 （形式及び発行方法） 第一条 住宅金融公庫住宅宅地債券及び沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券（以下「住宅宅地債券」という。）は、無記名式とし、割引の方法により発行する。 2 （略） 3 住宅宅地債券の発行は、募集の方法による。 （債券総額払込み前の新たな住宅宅地債券の発行） 第二条 住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「発行者」という。）は、前に募集した住宅宅地債券の総額の払込み前でも、更に住宅宅地債券を発行することができる。 （住宅宅地債券申込証） 第三条 住宅宅地債券の募集に応じようとする者は、住宅宅地債券申込証にその引き受けようとする住宅宅地債券の数及び住所並びに主務省令で定める事項を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。 2 住宅宅地債券申込証は、発行者が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。 一 住宅宅地債券の名称 二 住宅宅地債券の総額 三 各住宅宅地債券の金額 四 住宅宅地債券の償還の方法及び期限	住宅宅地債券及び宅地債券令 （形式及び発行方法） 第一条 住宅金融公庫住宅宅地債券、沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券及び都市基盤整備公団宅地債券（以下「宅地債券等」という。）は、無記名式とし、割引の方法により発行する。 2 （略） 3 宅地債券等の発行は、募集の方法による。 （債券総額払込み前の新たな宅地債券等の発行） 第二条 住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫又は都市基盤整備公団（以下「発行者」という。）は、前に募集した宅地債券等の総額の払込み前でも、さらに宅地債券等を発行することができる。 （宅地債券申込証等） 第三条 宅地債券等の募集に応じようとする者は、住宅宅地債券申込証又は宅地債券申込証（以下「宅地債券申込証等」という。）にその引き受けようとする宅地債券等の数及び住所並びに主務省令で定める事項を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。 2 宅地債券申込証等は、発行者が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。 一 宅地債券等の名称 二 宅地債券等の総額 三 各宅地債券等の金額 四 宅地債券等の償還の方法及び期限

五 住宅地債券の発行の価額

六・七 (略)

3 区分所有者団体引受住宅地債券に係る住宅地債券申込証には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一・二 (略)

(割当て)

第四条 発行者又は発行者から住宅地債券の発行に関する事務の全部若しくは一部を委託された者は、住宅金融公庫住宅地債券にあつては住宅金融公庫に係る住宅地債券積立者に、沖縄振興開発金融公庫住宅地債券にあつては沖縄振興開発金融公庫に係る住宅地債券積立者に、住宅地債券を割り当てなければならない。

2 前項の住宅地債券積立者とは、住宅金融公庫法第二十七条の三第四項各号に掲げる者又は沖縄振興開発金融公庫法第二十七条第四項に規定する者で、一定の住宅地債券を引き受けることとなる者として発行者が選定したものをいうものとし、その選定の方法その他住宅地債券積立者に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(成立の特則)

第五条 住宅地債券の応募総額が住宅地債券の総額に達しないときでも、住宅地債券を成立させる旨を住宅地債券申込証に

五 宅地債券等の発行の価額

六・七 (略)

3 区分所有者団体引受宅地債券に係る宅地債券申込証等には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一・二 (略)

(割当て)

第四条 発行者又は発行者から宅地債券等の発行に関する事務の全部若しくは一部を委託された者は、住宅金融公庫住宅地債券にあつては住宅金融公庫に係る住宅地債券積立者に、沖縄振興開発金融公庫住宅地債券にあつては沖縄振興開発金融公庫に係る住宅地債券積立者に、都市基盤整備公団宅地債券にあつては都市基盤整備公団に係る宅地債券積立者に、宅地債券等を割り当てなければならない。

2 前項の住宅地債券積立者又は宅地債券積立者とは、住宅地債券積立者にあつては住宅金融公庫法第二十七条の三第四項各号に掲げる者又は沖縄振興開発金融公庫法第二十七条第四項に規定する者、宅地債券積立者にあつては都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）第三十四条第二項の規定による特別の定め又は新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）第六条中同令第五条第二号に係る部分の規定の適用を受けることを希望する者で、一定の宅地債券等を引き受けることとなる者として発行者が選定したものをいうものとし、その選定の方法その他宅地債券積立者又は宅地債券積立者に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(成立の特則)

第五条 宅地債券等の応募総額が宅地債券等の総額に達しないときでも、宅地債券等を成立させる旨を宅地債券申込証等に記載した

記載したときは、その応募額をもつて住宅地債券の総額とする。

(払込み)

第六条 住宅地債券の募集が完了したときは、発行者は、遅滞なく、各住宅地債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

(債券の発行)

第七条 発行者は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、住宅地債券に応募しようとする者が、応募に際し、住宅地債券につき社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 (略)

(住宅地債券原簿)

第八条 発行者は、主たる事務所に、住宅地債券原簿を備えて置かなければならない。

2 住宅地債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 住宅地債券の発行の年月日
- 二 住宅地債券の数及び番号
- 三 (略)
- 四 住宅地債券の償還に関する事項（区分所有者団体引受住宅地債券にあつては、元利金の支払に関する事項）

(発行の認可)

第九条 発行者は、住宅地債券を発行しようとするときは、毎年

ときは、その応募額をもつて宅地債券等の総額とする。

(払込み)

第六条 宅地債券等の募集が完了したときは、発行者は、遅滞なく、各宅地債券等についてその全額の払込みをさせなければならない。

(債券の発行)

第七条 発行者は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、宅地債券等に応募しようとする者が、応募に際し、宅地債券等につき社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 (略)

(住宅地債券原簿等)

第八条 発行者は、主たる事務所に、住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫にあつては住宅地債券原簿を、都市基盤整備公団にあつては宅地債券原簿を備えて置かなければならない。

2 住宅地債券原簿又は宅地債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 宅地債券等の発行の年月日
- 二 宅地債券等の数及び番号
- 三 (略)
- 四 宅地債券等の償還に関する事項（区分所有者団体引受住宅地債券にあつては、元利金の支払に関する事項）

(発行の認可)

第九条 発行者は、宅地債券等を発行しようとするときは、毎年度

度最初の募集の日の一月前までに、当該年度に発行しようとする住宅地債券について、次に掲げる事項（区分所有者団体引受住宅地債券にあつては、これらの事項及び第三条第三項各号に掲げる事項）を記載した申請書を提出して、主務大臣の認可を受けなければならない。当該認可に係る事項により難い事情が生じたときは、その都度、変更しようとする事項を記載した申請書を提出して、変更の認可を受けなければならない。

一 住宅地債券の発行を必要とする理由

二 住宅地債券を引き受けることとなる住宅地債券積立者（当該年度において住宅地債券積立者に選定しようとする者を含む。）の数に関し、主務省令で定める事項

三 住宅地債券の総額

四 各住宅地債券の金額及び発行価額

五 住宅地債券の償還の方法及び期限

六 住宅地債券の発行に要する費用の概算額

七 第三号から第五号までに掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

八 住宅地債券の発行の期日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 作成しようとする住宅地債券申込証

二 住宅地債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面

（主務大臣及び主務省令）

第十条 この政令において、主務大臣は、住宅金融公庫にあつては国土交通大臣及び財務大臣、沖縄振興開発金融公庫にあつては内閣総理大臣及び財務大臣とし、主務省令は、住宅金融公庫にあつては国土交通省令・財務省令、沖縄振興開発金融公庫にあつては

最初の募集の日の一月前までに、当該年度に発行しようとする住宅地債券等について、次に掲げる事項（区分所有者団体引受住宅地債券にあつては、これらの事項及び第三条第三項各号に掲げる事項）を記載した申請書を提出して、主務大臣の認可を受けなければならない。当該認可に係る事項により難い事情が生じたときは、その都度、変更しようとする事項を記載した申請書を提出して、変更の認可を受けなければならない。

一 宅地債券等の発行を必要とする理由

二 宅地債券等を引き受けることとなる住宅地債券積立者又は宅地債券積立者（当該年度において住宅地債券積立者又は宅地債券積立者に選定しようとする者を含む。）の数に関し、主務省令で定める事項

三 宅地債券等の総額

四 各宅地債券等の金額及び発行価額

五 宅地債券等の償還の方法及び期限

六 宅地債券等の発行に要する費用の概算額

七 第三号から第五号までに掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

八 宅地債券等の発行の期日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 作成しようとする宅地債券申込証等

二 宅地債券等の発行により調達する資金の用途を記載した書面

（主務大臣及び主務省令）

第十条 この政令において、主務大臣は、住宅金融公庫にあつては国土交通大臣及び財務大臣、沖縄振興開発金融公庫にあつては内閣総理大臣及び財務大臣、都市基盤整備公団にあつては国土交通大臣とし、主務省令は、住宅金融公庫にあつては国土交通省令・

内閣府令・財務省令とする。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十五条第一項の規定により都市再生機構宅地債券を発行する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条第一項	及び沖縄振興開発金融 融公庫住宅宅地債券	
	「住宅宅地債券」	「住宅宅地債券等」
第一条第三項、 第二条（見出し を含む。）、第 三条第二項第一 号から第五号ま で、第六条、第 七条第一項、第 八条第二項第一 号及び第二号、 第九条第一項第 一号、第三号か ら第六号まで及	住宅宅地債券	住宅宅地債券等

財務省令、沖縄振興開発金融公庫にあつては内閣府令・財務省令、都市基盤整備公団にあつては国土交通省令とする。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 都市基盤整備公団が都市基盤整備公団法附則第十三条第一項の規定により特別住宅債券を発行する場合には、第一条中「及び都市基盤整備公団宅地債券」とあるのは、「都市基盤整備公団宅地債券及び特別住宅債券」と、第三条中「又は宅地債券申込証」とあるのは、「宅地債券申込証又は特別住宅債券申込証」と、第四条第一項中「に係る宅地債券積立者」とあるのは「に係る宅地債券積立者に、特別住宅債券にあつては都市基盤整備公団に係る住宅債券積立者」と、同条第二項及び第九条第一項中「又は宅地債券積立者」とあるのは「宅地債券積立者又は住宅債券積立者」と、第四条第二項中「新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）第六条中同令第五条第二号に係る部分の規定」とあるのは「新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）第六条中同令第五条第二号に係る部分の規定の適用を、住宅債券積立者にあつては都市基盤整備公団法附則第十三条第二項において準用する同法附則第八条第一項の規定による特別の定め」と、第八条第一項中「にあつては宅地債券原簿」とあるのは「にあつては宅地債券原簿及び住宅債券原簿」と、「置かなければならない。」とあるのは「置かなければならない。ただし、住宅債券原簿にあつては、当該原簿に係る特別住宅債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間に限る。」と、同条第二項中「又は宅地債券原簿」とあるのは「宅地債券原簿又は住宅債券原簿」とする。

第四条第一項	第三条第一項	第三条第一項、 第四条第一項、 第五条、第八条 第二項第四号	第三条第一項、 第四条第一項、 第五条、第九条第二 項第一号	第三条の見出し 、同条第二項及 び第三項、第五 条、第九条第二 項第一号	第二条	第八号並びに 第二項第二号
住宅宅地債券を	住宅宅地債券申込証	住宅宅地債券の	住宅宅地債券の	住宅宅地債券申込証	又は沖縄振興開発金 融公庫	
都市再生機構宅地債 券にあつては独立行 政法人都市再生機構 に係る宅地債券積立 者に、住宅宅地債券 等を	住宅宅地債券申込証 又は宅地債券申込証 (以下「住宅宅地債 券申込証等」という 。)	住宅宅地債券申込証 又は宅地債券申込証 (以下「住宅宅地債 券申込証等」という 。)	住宅宅地債券等の	住宅宅地債券申込証 等	、沖縄振興開発金融 公庫又は独立行政法 人都市再生機構	

第四条第二項	ものとし	ものとし、前項の宅地債券積立者とは、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十五条第二項において準用する同法附則第八条（第一号に係る部分を除く。）の規定による特別の取扱い又は独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第 号）附則第三十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）第六条中独立行政法人都市再生機構法施行令附則第三十五条後段の規定により読み替えて適用する新住宅市街地開発法施行令第五条第二号に係る部分の規定の適用を受けるこ
---------------	-------------	--

第九條第一項第二号	第九條第一項	第八條第一項	第八條の見出し、同条第二項	第五條、第九條第一項		
住宅宅地債券積立者	住宅宅地債券について	住宅宅地債券原簿	住宅宅地債券原簿	住宅宅地債券を	住宅宅地債券積立者に関し	
住宅宅地債券積立者又は宅地債券積立者	住宅宅地債券等について	住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫にあつては住宅宅地債券原簿を、独立行政法人都市再生機構にあつては宅地債券原簿	住宅宅地債券原簿等	住宅宅地債券等を	住宅宅地債券積立者又は宅地債券積立者に関し	とを希望する者で、一定の都市再生機構宅地債券を引き受けることとなる者として発行者が選定したものをいうものとし

第十條		
財務大臣とし	内閣府令・財務省令とする	
財務大臣、独立行政法人都市再生機構にあつては国土交通大臣とし	内閣府令・財務省令、独立行政法人都市再生機構にあつては国土交通省令とする	

改 正 案	現 行
（譲受人の公募をしない造成宅地等） 第四条 処分計画においては、次に掲げる造成宅地等は、公募をしないで譲受人を決定するものとして定めることができる。 一 一の二（略） 三 住宅、公益的施設又は特定業務施設の建設又は管理の事業を営む民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、株式会社又は有限会社（地方公共団体が基本金、資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資しているものに限る。）が当該事業の用に供する造成宅地等。 三の二 六（略） 2 処分計画においては、次に掲げる造成宅地等は、施行者が自ら当該用途に供するものとして定めることができる。 一 施行者である地方公共団体又は地方住宅供給公社がその事務又は事業の用に供する造成宅地等 二（略） （優先譲渡） 第五条 法第二十三条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者	（譲受人の公募をしない造成宅地等） 第四条 処分計画においては、次に掲げる造成宅地等は、公募をしないで譲受人を決定するものとして定めることができる。 一 一の二（略） 三 次に掲げる者がそれぞれ当該事業の用に供する造成宅地等 イ 地方公共団体が基本金、資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、株式会社又は有限会社で、住宅、公益的施設又は特定業務施設の建設又は管理の事業を営むもの ロ 都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）第三十五条の規定による都市基盤整備公団の投資を受けて事業を営む者 ハ 地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）第十九条の三の規定による地域振興整備公団の投資を受けて事業を営む者 三の二 六（略） 2 処分計画においては、次に掲げる造成宅地等は、施行者が自ら当該用途に供するものとして定めることができる。 一 施行者である地方公共団体、都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社がその事務又は事業の用に供する造成宅地等 二（略） （優先譲渡） 第五条 法第二十三条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者

とする。

一 (略)

二 住宅金融公庫住宅地債券又は沖縄振興開発金融公庫住宅地債券を引き受けた者(その相続人を含む。)で、国土交通省令で定めるもの。

三 五 (略)

(事務の区分)

第十五条の二 前条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(都道府県又は地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。))が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 (略)

とする。

一 (略)

二 住宅金融公庫住宅地債券、沖縄振興開発金融公庫住宅地債券又は都市基盤整備公団宅地債券を引き受けた者(その相続人を含む。)で、国土交通省令で定めるもの。ただし、都市基盤整備公団宅地債券で、当該新住宅市街地開発事業が施行される地域に関するものとして発行されたものでないものに係る者については、施行計画の内容その他の事情を勘案して、その数を限定することができる。

三 五 (略)

(事務の区分)

第十五条の二 前条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(都道府県、都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。))が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 (略)

改 正 案			現 行		
別表（第一条、第二条、第十条関係）			別表（第一条、第二条、第十条関係）		
名 称	根 拠 法	登 記 事 項	名 称	根 拠 法	登 記 事 項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)			都市基盤整備公団	都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資本金
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正案	現行
第八条（略） 2 前項の場合において、工業団地造成事業を施行すべき土地の区域又は工業団地造成事業が施行された土地の区域の属する市町村及び書類の送付を受けるべき者の住所又はその者の最後の住所の属する市町村の長は、<u>施行者又は施行者であつた者の求めにより</u>、同項の規定による掲示がされている旨の公告をしなければならない。この場合においては、前項の規定による掲示は、同項の規定にかかわらず、当該市町村の長の公告があつた日（二以上の市町村の長の公告があつたときは、最後の公告があつた日）から起算して十日を経過した日まででなければならない。 3（略） （事務の区分） 第十三条 第三十五条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（府県が造成した造成工場敷地に係るものに限る。）は、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。</u>	第八条（略） 2 前項の場合において、工業団地造成事業を施行すべき土地の区域又は工業団地造成事業が施行された土地の区域の属する市町村及び書類の送付を受けるべき者の住所又はその者の最後の住所の属する市町村の長は、<u>施行者又は地方公共団体等の求めにより</u>、同項の規定による掲示がされている旨の公告をしなければならない。この場合においては、前項の規定による掲示は、同項の規定にかかわらず、当該市町村の長の公告があつた日（二以上の市町村の長の公告があつたときは、最後の公告があつた日）から起算して十日を経過した日まででなければならない。 3（略） （事務の区分） 第十三条 第八条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。）は、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</u> 2 第三十五条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（府県が造成した造成工場敷地に係るものに限る。）は、<u>地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。</u>

改正案			現行		
（広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設） 第二条 法第八条第二項に規定する広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二（略） 三 次に掲げる施設のうち、広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるもの イ（略） ロ 住宅用地及び公営住宅、独立行政法人都市再生機構が建設する住宅その他の一団地の住宅 ハタ（略）			（広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設） 第二条 法第八条第二項に規定する広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二（略） 三 次に掲げる施設のうち、広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるもの イ（略） ロ 住宅用地及び公営住宅、都市基盤整備公団が建設する住宅その他の一団地の住宅 ハタ（略）		
（事業計画） 第三条 法第八条第三項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。 一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業			（事業計画） 第三条 法第八条第三項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。 一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業		
事業	事業を行う者		事業	事業を行う者	
（略）	（略）		（略）	（略）	
前条第三号イに掲げる施設に係る事業	地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び地域振興整備公団		前条第三号イに掲げる施設に係る事業	地方公共団体、都市基盤整備公団及び地域振興整備公団	
前条第三号ロに掲げる施設に係る事業	国、地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構並びに住宅金融公庫から資		前条第三号ロに掲げる施設に係る事業	国、地方公共団体、都市基盤整備公団及び地域振興整備公団並びに住宅金融	

二 (略)	(略)	金の貸付けを受けて事業を行う者
	(略)	

二 (略)	(略)	公庫から資金の貸付けを受けて事業を行う者
	(略)	

改正案	現行
（土地の登記の抹消） 第五条 国又は地方公共団体の所有する土地が法第二十条の三第一項の規定により<u>施行者</u>であつた者に帰属したときは、国又は地方公共団体は、遅滞なく、その土地の登記の抹消を嘱託しなければならない。 2 （略）	（土地の登記の抹消） 第五条 国又は地方公共団体の所有する土地が法第二十条の三第一項の規定により<u>施行者</u>に帰属したときは、国又は地方公共団体は、遅滞なく、その土地の登記の抹消を嘱託しなければならない。 2 （略）
第六条 <u>施行者</u>であつた者は、工業団地造成事業を施行すべき土地の区域（以下「事業地」という。）（事業地を工区に分けたときは、工区。以下同じ。）内の土地の全部について<u>施行者</u>であつた者の所有権の取得の登記又は前条の規定による土地の登記の抹消がなされた場合においては、その事業地内にある土地で<u>施行者</u>であつた者の所有権の登記のあるものの全部につき、土地の登記の抹消を嘱託することができる。 2・3 （略）	第六条 <u>施行者</u>は、工業団地造成事業を施行すべき土地の区域（以下「事業地」という。）（事業地を工区に分けたときは、工区。以下同じ。）内の土地の全部について<u>施行者</u>の所有権の取得の登記又は前条の規定による土地の登記の抹消がなされた場合においては、その事業地内にある土地で<u>施行者</u>の所有権の登記のあるものの全部につき、土地の登記の抹消を嘱託することができる。 2・3 （略）
（造成敷地等の表示の登記） 第八条 <u>施行者</u>であつた者は、法第十九条第二項の規定による工事完了の公告がなされたときは、その公告に係る事業地内の法第十八条の二第一項に規定する処分管理計画に掲げた土地又は建物で、その公告の日の翌日において、<u>施行者</u>であつた者が所有し、かつ、その不動産の表示の登記のないものの全部について、遅滞なく、土地又は建物の表示の登記を嘱託しなければならない。ただし、その公告の日の翌日において、工事の完了していない建物については、その工事の完了後、遅滞なく、建物の表示の登記を嘱	（造成敷地等の表示の登記） 第八条 <u>施行者</u>は、法第十九条第二項の規定による工事完了の公告がなされたときは、その公告に係る事業地内の法第十八条の二第一項に規定する処分管理計画に掲げた土地又は建物で、その公告の日の翌日において、<u>施行者</u>が所有し、かつ、その不動産の表示の登記のないものの全部について、遅滞なく、土地又は建物の表示の登記を嘱託しなければならない。ただし、その公告の日の翌日において、工事の完了していない建物については、その工事の完了後、遅滞なく、建物の表示の登記を嘱託しなければならない

託しなければならない。

2
4 (略)

第九条 施行者であつた者は、法第二十条の三の規定により施行者であつた者以外の者に帰属した土地で、土地の表示の登記のないものについて、その土地を取得した者に代わり、土地の表示の登記を嘱託しなければならない。

2
(略)

(譲渡不動産の所有権の登記)

第十一条 施行者であつた者は、法第二十条の規定に基づき土地又は建物を譲渡したときは、その譲受人のために、所有権の移転の登記を嘱託しなければならない。

2 前項の土地又は建物が所有権の登記のないものであるときは、施行者であつた者は、不動産登記法第百条の規定にかかわらず、その譲受人のために、所有権の保存の登記を嘱託することができる。

3
(略)

。

2
4 (略)

第九条 施行者は、法第二十条の三の規定により施行者以外の者に帰属した土地で、土地の表示の登記のないものについて、その土地を取得した者に代わり、土地の表示の登記を嘱託しなければならない。

2
(略)

(譲渡不動産の所有権の登記)

第十一条 施行者は、法第二十条の規定に基づき土地又は建物を譲渡したときは、その譲受人のために、所有権の移転の登記を嘱託しなければならない。

2 前項の土地又は建物が所有権の登記のないものであるときは、施行者は、不動産登記法第百条の規定にかかわらず、その譲受人のために、所有権の保存の登記を嘱託することができる。

3
(略)

三十 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による不動産登記に関する政令（昭和四十七年政令第三百七十六号）（附則第四十条関係）

改 正 案	現 行
（土地の登記の抹消） 第五条 国又は地方公共団体の所有する土地が法第二十九条第一項の規定により<u>施行者であつた者に</u>帰属したときは、国又は地方公共団体は、遅滞なく、その土地の登記の抹消を嘱託しなければならない。 2 （略）	（土地の登記の抹消） 第五条 国又は地方公共団体の所有する土地が法第二十九条第一項の規定により<u>施行者に</u>帰属したときは、国又は地方公共団体は、遅滞なく、その土地の登記の抹消を嘱託しなければならない。 2 （略）
第六条 <u>施行者であつた者は</u>、工業団地造成事業を施行すべき土地の区域（以下「事業地」という。）（事業地を工区に分けたときは、工区。以下同じ。）内の土地の全部について<u>施行者であつた者の所有権の取得の登記又は前条第一項の規定による嘱託に基づ</u>く土地の登記の抹消がされた場合においては、その事業地内にある土地で<u>施行者であつた者の所有権の登記のあるものの全部につき</u>、土地の登記の抹消を嘱託することができる。 2・3 （略）	第六条 <u>施行者は</u>、工業団地造成事業を施行すべき土地の区域（以下「事業地」という。）（事業地を工区に分けたときは、工区。以下同じ。）内の土地の全部について<u>施行者の所有権の取得の登記又は前条第一項の規定による嘱託に基づく土地の登記の抹消が</u>された場合においては、その事業地内にある土地で<u>施行者の所有権の登記のあるものの全部につき</u>、土地の登記の抹消を嘱託することができる。 2・3 （略）
（造成敷地等の表示の登記） 第八条 <u>施行者であつた者は</u>、法第二十六条第二項の規定による<u>工事完了の公告がされたときは</u>、その公告に係る事業地内の法第二十五条第一項に規定する処分管理計画に掲げた土地又は建物で、その公告の日の翌日において、<u>施行者であつた者が所有し、かつ</u>、その不動産の表示の登記のないものの全部について、遅滞なく、土地又は建物の表示の登記を嘱託しなければならない。ただし、その公告の日の翌日において、<u>工事の完了していない建物について</u>は、その工事の完了後、遅滞なく、建物の表示の登記を嘱託	（造成敷地等の表示の登記） 第八条 <u>施行者は</u>、法第二十六条第二項の規定による<u>工事完了の公告がされたときは</u>、その公告に係る事業地内の法第二十五条第一項に規定する処分管理計画に掲げた土地又は建物で、その公告の日の翌日において、<u>施行者が所有し、かつ</u>、その不動産の表示の登記のないものの全部について、遅滞なく、土地又は建物の表示の登記を嘱託しなければならない。ただし、その公告の日の翌日において、<u>工事の完了していない建物について</u>は、その工事の完了後、遅滞なく、建物の表示の登記を嘱託しなければならない。

しなければならない。

2
5 (略)

第九条 施行者であつた者は、法第二十九条の規定により施行者であつた者以外の者に帰属した土地で、土地の表示の登記のないものについて、その土地を取得した者に代わり、土地の表示の登記を嘱託しなければならない。

2 (略)

(譲渡不動産の所有権の登記)

第十一条 施行者であつた者は、法第二十七条の規定に基づき土地又は建物を譲渡したときは、その譲受人のために、所有権の移転の登記を嘱託しなければならない。

2 前項の土地又は建物が所有権の登記のないものであるときは、施行者であつた者は、不動産登記法第百条の規定にかかわらず、その譲受人のために、所有権の保存の登記を嘱託することができる。

3 (略)

2
5 (略)

第九条 施行者は、法第二十九条の規定により施行者以外の者に帰属した土地で、土地の表示の登記のないものについて、その土地を取得した者に代わり、土地の表示の登記を嘱託しなければならない。

2 (略)

(譲渡不動産の所有権の登記)

第十一条 施行者は、法第二十七条の規定に基づき土地又は建物を譲渡したときは、その譲受人のために、所有権の移転の登記を嘱託しなければならない。

2 前項の土地又は建物が所有権の登記のないものであるときは、施行者は、不動産登記法第百条の規定にかかわらず、その譲受人のために、所有権の保存の登記を嘱託することができる。

3 (略)

三十一 行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（附則第四十一条関係）

改 正 案	現 行
行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。 一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人都市再生機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構 二、四（略） 五 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団及び地域振興整備公団 六（略）	行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。 一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構 二、四（略） 五 都市基盤整備公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団及び地域振興整備公団 六（略）

改 正 案	現 行
（国等の定義） 第二条 法第二条第二項の政令で定めるものは、次のとおりとする。 一 独立行政法人国立公文書館、独立行政法人消防研究所、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピックピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、	（国等の定義） 第二条 法第二条第二項の政令で定めるものは、次のとおりとする。 一 独立行政法人国立公文書館、独立行政法人消防研究所、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピックピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、

独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等学校・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センター

独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人国立高等学校・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センター

二 (略) 三 地域振興整備公団、石油公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団 四〃八 (略)	二 (略) 三 地域振興整備公団、石油公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団及び都市基盤整備公団 四〃八 (略)
--	---

三十三 流通業務市街地の整備に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三号）（附則第四十三条関係）

改 正 案	現 行
第八条（略） 2（略） 3 前項の規定により市町村が処理することとされている事務は、都道府県又は独立行政法人都市再生機構が施行する流通業務団地造成事業に係るものにあつては地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とし、都道府県以外の地方公共団体が施行する流通業務団地造成事業に係るものにあつては同項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。 4（略）	第八条（略） 2（略） 3 前項の規定により市町村が処理することとされている事務は、都道府県又は都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団が施行する流通業務団地造成事業に係るものにあつては地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とし、都道府県以外の地方公共団体が施行する流通業務団地造成事業に係るものにあつては同項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。 4（略）

改 正 案				現 行			
（住宅及び生活環境施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの） 第五条 住宅及び生活環境施設の整備に関する事項で根幹となるべきものは、次に掲げる施設のうち広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるものの整備に関する事項とする。 一 公営住宅、独立行政法人都市再生機構が建設する住宅その他の一団地の住宅 二 六 （略） （事業計画） 第十条 法第九条第三項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。 一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業				（住宅及び生活環境施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの） 第五条 住宅及び生活環境施設の整備に関する事項で根幹となるべきものは、次に掲げる施設のうち広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるものの整備に関する事項とする。 一 公営住宅、都市基盤整備公団が建設する住宅その他の一団地の住宅 二 六 （略） （事業計画） 第十条 法第九条第三項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。 一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業			
事業	事業を行う者	（略）	（略）	事業	事業を行う者	（略）	（略）
第二条第一号に掲げる施設に係る事業	国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社並びに住宅金融公庫から資金の貸付けを受けて事業を行う者			第二条第一号に掲げる施設に係る事業	国、地方公共団体、都市基盤整備公団、地域振興整備公団及び地方住宅供給公社並びに住宅金融公庫から資金の貸付けを受けて事業を行う者		
第二条第二号に掲げる施設に係る事業	地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び地域振興整備公団			第二条第二号及び第九条第六号に掲げる施設	地方公共団体、都市基盤整備公団及び地域振興整備公団		

二 (略)	第五条第一号に掲げる 施設に係る事業	(略)	(略)	
	第九条第六号に掲げる 施設に係る事業	(略)	国、地方公共団体、独立行政法人都市 再生機構及び地方住宅供給公社並びに 住宅金融公庫から資金の貸付けを受け て事業を行う者	
二 (略)	(新設)	(略)	(略)	に係る事業
		(略)	国、地方公共団体、都市基盤整備公団 及び地方住宅供給公社並びに住宅金融 公庫から資金の貸付けを受けて事業を 行う者	

改 正 案	現 行
目次 第一章（第一章の三）（略） 第二章 施行者 第一節（第四節）（略） 第五節 地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構等（第二十二条の四・第二十二条の五） 第三章（第四章）（略） 附則 第五節 地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構等 （清算金の分割徴収） 第四十二条 法第六十六条第一項の規定により清算金を分割して徴収する場合において当該清算金に付すべき利子は、その利率を年六パーセント以内で施行者が定める率とし、第一回の納付期限の翌日から付するものとする。この場合において、当該利率は、施行者が、組合であるときは定款で、再開発会社であるときは規程で、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構、首都高速道路公団、阪神高速道路公団若しくは地方住宅供給公社（以下「機構等」と総称する。）であるときはその施行規程で定めなければならない。 2 （略） 3 法第六十六条第一項の規定により清算金を分割して徴収する場合における当該清算金の分割徴収に關し必要な事項は、前二項に定めるもののほか、施行者が、組合であるときは定款で、再開発会社であるときは規程で、地方公共団体又は機構等であるときはそ	目次 第一章（第一章の三）（略） 第二章 施行者 第一節（第四節）（略） 第五節 地方公共団体及び都市基盤整備公団等（第二十二条の四・第二十二条の五） 第三章（第四章）（略） 附則 第五節 地方公共団体及び都市基盤整備公団等 （清算金の分割徴収） 第四十二条 法第六十六条第一項の規定により清算金を分割して徴収する場合において当該清算金に付すべき利子は、その利率を年六パーセント以内で施行者が定める率とし、第一回の納付期限の翌日から付するものとする。この場合において、当該利率は、施行者が、組合であるときは定款で、再開発会社であるときは規程で、地方公共団体又は都市基盤整備公団、地域振興整備公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団若しくは地方住宅供給公社（以下「公団等」と総称する。）であるときはその施行規程で定めなければならない。 2 （略） 3 法第六十六条第一項の規定により清算金を分割して徴収する場合における当該清算金の分割徴収に關し必要な事項は、前二項に定めるもののほか、施行者が、組合であるときは定款で、再開発会社であるときは規程で、地方公共団体又は公団等であるときはそ

の施行規程で定めなければならない。

（土地区画整理事業との一体的施行について法を適用する場合の読替え）

第四十六条の十五 法第百十八条の三十一第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
附則第五条第三項	施行区域内	施行区域内の建築物（当該区域内の特定仮換地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除去すべきものを除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地に移転し、又は除去すべきものを含む。）

（事務の区分）

第五十三条 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第二条の二及び第五十条第二項に規定する事務（都道府県又は機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施

の施行規程で定めなければならない。

（土地区画整理事業との一体的施行について法を適用する場合の読替え）

第四十六条の十五 法第百十八条の三十一第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
附則第五条第二項	施行区域内	施行区域内の建築物（当該区域内の特定仮換地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除去すべきものを除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地に移転し、又は除去すべきものを含む。）

（事務の区分）

第五十三条 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第二条の二及び第五十条第二項に規定する事務（都道府県又は公団等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施

2 (略)	行する市街地再開発事業に係るものに限る。) 二 第三条に規定する事務(機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。))が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)
2 (略)	行する市街地再開発事業に係るものに限る。) 二 第三条に規定する事務(公団等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。))が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)

改正案	現行
（法第二条第二号の政令で定める法人） 第一条 公有地の拡大の推進に関する法律（以下「法」という。） 第二条第二号に規定する政令で定める法人は、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社及び独立行政法人都市再生機構とする。 （法第九条第一項第三号の政令で定める事業） 第五条 法第九条第一項第三号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一 （略） 二 地方公共団体、地方住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構又は日本勤労者住宅協会が行う住宅の賃貸又は譲渡に関する事業 三 地方公共団体、地方住宅供給公社、土地開発公社、独立行政法人都市再生機構又は日本勤労者住宅協会が行う住宅の用に供する宅地の賃貸又は譲渡に関する事業 四 （略）	（法第二条第二号の政令で定める法人） 第一条 公有地の拡大の推進に関する法律（以下「法」という。） 第二条第二号に規定する政令で定める法人は、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、都市基盤整備公団及び地域振興整備公団とする。 （法第九条第一項第三号の政令で定める事業） 第五条 法第九条第一項第三号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一 （略） 二 地方公共団体、地方住宅供給公社、都市基盤整備公団又は日本勤労者住宅協会が行う住宅の賃貸又は譲渡に関する事業 三 地方公共団体、地方住宅供給公社、土地開発公社、都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は日本勤労者住宅協会が行う住宅の用に供する宅地の賃貸又は譲渡に関する事業 四 （略）

改 正 案	現 行
（施行計画の縦覧についての公告） 第十九条 施行者が法第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により施行計画を公衆の縦覧に供しようとする場合については、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定を準用する。 （施行区域及び設計の概要を表示する図書の縦覧） 第十九条の二 法第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第十項（法第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により施行区域及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供しようとする場合には、土地区画整理法施行令第一条の二の規定を準用する。 （縦覧手続等を省略できる施行計画の修正又は変更） 第二十条 法第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。）又は第十三項の政令で定める軽微な修正又は変更については、土地区画整理法施行令第四条第一項（第三号を除く。）の規定を準	（施行計画の縦覧についての公告） 第十九条 地方公共団体又は都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団が法第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）又は法第二十五条第二項において準用する土地区画整理法第七十一条の三第四項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定により施行計画を公衆の縦覧に供しようとする場合には、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定を準用する。 （施行区域及び設計の概要を表示する図書の縦覧） 第十九条の二 法第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第十項（法第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第十三項において準用する場合を含む。）又は法第二十五条第二項において準用する土地区画整理法第七十一条の三第十二項（法第二十五条第二項において準用する土地区画整理法第七十一条の三第十五項において準用する場合を含む。）の規定により施行区域及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供しようとする場合には、土地区画整理法施行令第一条の二の規定を準用する。 （縦覧手続等を省略できる施行計画の修正又は変更） 第二十条 法第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第十三項又は法第二十五条第二項において準用する土地区画整理法第七十一条の三第十項（同条第十五項において準用す

用する。

(法第四十七条の特別の定め)

第三十二条 処分計画においては、教育施設、医療施設、購買施設その他の施設で、施行区域内の居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものを設置しようとする者(国、地方公共団体及び地方住宅供給公社を除く。)が当該施設の用に供するため自ら造成する土地は、その者に譲り渡すものとして定めることができる。

(土地区画整理法を準用する場合の読替え)

第三十五条 法第六十六条の規定による土地区画整理法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十五条第一項、第七項から第九項まで、第十二項及び第十三項	第五十二条第一項	新都市基盤整備法第十二条
(略)	(略)	(略)
第五十五条第七項及び第九項、	施行地区	施行区域

る場合を含む。)若しくは第十五項の政令で定める軽微な修正又は変更については、土地区画整理法施行令第四条第一項(第三号を除く。)の規定を準用する。

(法第四十七条の特別の定め)

第三十二条 処分計画においては、教育施設、医療施設、購買施設その他の施設で、施行区域内の居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものを設置しようとする者(国、地方公共団体、都市基盤整備公団、地域振興整備公団及び地方住宅供給公社を除く。)が当該施設の用に供するため自ら造成する土地は、その者に譲り渡すものとして定めることができる。

(土地区画整理法を準用する場合の読替え)

第三十五条 法第六十六条の規定による土地区画整理法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十五条第一項、第七項から第九項まで、第十二項及び第十三項	第五十二条第一項	新都市基盤整備法第十二条第一項
(略)	(略)	(略)
第五十五条第七項及び第九項、	施行地区	施行区域

第五十六條第二項、第五十八條第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第八項、第五十九條第一項及び第二項、第六十三條第一項から第三項まで、第七十七條第五項、第八十三條、第八十五條第一項及び第五項、第八十六條第三項、第九十八條第一項、第四百七條第二項、第七條第二項及び第三項、第一百零一條第一項、第一百十二條第一項	第五十五條第九項	事業施行期間	土地整理施行期間
--	----------	--------	----------

第五十六條第二項、第五十八條第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第八項、第五十九條第一項及び第二項、第六十三條第一項から第三項まで、第七十一條の三第十一項及び第十五項、第七十七條第五項、第八十三條、第八十五條第一項及び第五項、第八十六條第三項、第九十八條第一項、第四百七條第二項、第七條第二項、第一百零一條第一項、第一百十二條第一項	第五十五條第九項、第七十一條の三第十一項	事業施行期間	土地整理施行期間
---	----------------------	--------	----------

(削る)

(略)	(略)	(略)
第五十八条第三項、第七項及び第八項、第六十二条第一項	都道府県知事又は市町村長	施行者である地方公共団体の長
(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
第五十八条第三項、第七項及び第八項、第六十二条第一項	都道府県知事又は市町村長	地方公共団体の長、都市基盤整備公団総裁又は地域振興整備公団総裁
(略)	(略)	(略)
第七十一条の三第四項及び第十一項	国土交通大臣又は都道府県知事	国土交通大臣
第七十一条の三第四項、第十一項、第十四項及び第十五項	前条第一項	新都市基盤整備法第十二条第一項又は第二項
第七十一条の三第四項、第五項、第七項、第八項、第十項、第十三項及び第十五項	施行規程及び事業計画	施行計画
第七十一条の三第七項	公団等（市のみが設立した地方公社を除く。）	都市基盤整備公団又は地域振興整備公団
第七十一条の三	国土交通大臣（市の	国土交通大臣

(削る)

第八項	第七十一条の三 第八項、第十項、 第十三項及び 第十四項	施行規程又は事業計 画	都市基盤整備公団又は 地域振興整備公団
第七十一条の三 第十四項及び第 十五項	国土交通大臣（市の みが設立した地方公 社にあつては、都道 府県知事）	国土交通大臣 （に限る。）	
第七十一条の三 第十五項	、第三項、	及び第三項中「公団等 」とあるのは「都市基 盤整備公団又は地域振 興整備公団」と、第一 項及び第三項中「前条 第一項」とあり、並び に	
第十四項			

(削る)				
第七十二条第一項	国土交通大臣、都道府県知事、市町村長又は独立行政法人都市再生機構理事長若しくは地方住宅供給公社理事長（以下「機構理事長等」という。）	施行者である地方公共団体の長	第七十二条第一項、第九十一条第一項、第九十二条第一項	第三項第三項若しくは第四項、第三項の二又は第三項の三の規定により施行する土地画整理事業
第七十三条第一項	国、都道府県、市町村若しくは機構又は前条第一項後段に掲げる者	施行者	第七十三条第一項	
(略)	(略)	(略)	(略)	
第七十三条第四項、第七十八条	国土交通大臣、都道府県知事、市町村長	施行者である地方公共団体の長		

第七十二条第一項	国土交通大臣、都道府県知事、市町村長又は都市基盤整備公団総裁、地域振興整備公団総裁若しくは地方住宅供給公社理事長（以下「公団総裁等」と総称する。）	地方公共団体の長、都市基盤整備公団総裁又は地域振興整備公団総裁	第七十二条第一項、第九十一条第一項、第九十二条第一項	第三項第三項若しくは第四項又は第三項の二から第三項の四までの規定により施行する土地画整理事業
第七十三条第一項	国、都道府県、市町村若しくは公団等又は前条第一項後段に掲げる者	施行者	第七十三条第一項	
(略)	(略)	(略)	(略)	
第七十三条第四項、第七十八条	国土交通大臣、都道府県知事、市町村長	地方公共団体の長、都市基盤整備公団総裁又		

第三項	(略)	第八十三条	第八十五条第五項	(略)	第八十八条第六
若しくは機構理事長等又は前条第一項後段に掲げる者	(略)	第七十六条第一項各号に掲げる	次条第五項、第八十五条の三四項、第八十五条の四五項及び本章第二節から第六節まで	(略)	第三条第三項若しく
	(略)	新都市基盤整備法第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第九項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による	新都市基盤整備法第三十条から第四十二条までの規定又はこれらの規定において準用するこの法律	(略)	施行者

第三項	(略)	第八十三条	第八十五条第五項	(略)	第八十八条第六
若しくは公団総裁等又は前条第一項後段に掲げる者	(略)	第七十六条第一項各号に掲げる	次条第五項及び本章第二節から第六節まで	(略)	第三条第三項若しく
は地域振興整備公団総裁	(略)	新都市基盤整備法第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第九項（同条第十三項において準用する場合を含む。）又は新都市基盤整備法第二十五条第二項において準用する土地区画整理法第七十一条の三第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定による	新都市基盤整備法第三十条から第四十二条までの規定又はこれらの規定において準用するこの法律	(略)	施行者

項、第九十五条 第七項、第九十 八条第三項、第 百十条第五項	は第四項、第三条の 二又は第三条の三の 規定による施行者		(略)	第三百三条第三項	個人施行者、組合、 市町村又は機構等	施行者	(略)	第百十条第三項 及び第八項	第三条第二項から第 四項まで、第三条の 二又は第三条の三の 規定による施行者	施行者	(略)	第百十条第四項	同条第三項若しくは 第四項、第三条の二 又は第三条の三の規 定による施行者	施行者	(略)
---	------------------------------------	--	-----	----------	-----------------------	-----	-----	------------------	---	-----	-----	---------	--	-----	-----

(土地区画整理法施行令を準用する場合の読替え)
第三十六条 この政令において次の表の上欄に掲げる土地区画整理
法施行令の規定を準用する場合には、これらの規定中同表
の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み

項、第九十五条 第七項、第九十 八条第三項、第 百十条第五項	は第四項又は第三条 の二から第三条の四 までの規定による施 行者		(略)	第三百三条第三項	個人施行者、組合、 市町村又は公団等	市町村、都市基盤整備 公団又は地域振興整備 公団	(略)	第百十条第三項 及び第八項	第三条第二項から第 四項まで又は第三条 の二から第三条の四 までの規定による施 行者	施行者	(略)	第百十条第四項	同条第三項若しくは 第四項又は第三条の 二から第三条の四ま での規定による施行 者	施行者	(略)
---	---	--	-----	----------	-----------------------	--------------------------------	-----	------------------	--	-----	-----	---------	---	-----	-----

(土地区画整理法施行令を準用する場合の読替え)
第三十六条 この政令において次の表の上欄に掲げる土地区画整理
法施行令の規定を準用する場合には、これらの規定中同表
の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み

替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第一条の二	法第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第三十九条第四項、第五十五条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）、又は第七十一条の三第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）	新都市基盤整備法第二十五条第一項において準用する土地画整理法第五十五条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）
(略)	(略)	(略)
第十九条	市町村長等（国土交通大臣が土地画整理事業を施行する場合における国土交通大臣、都道府県が土地画整理事業を施行する場合における	施行者である地方公共団体の長

替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第一条の二	法第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第三十九条第四項、第五十五条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）、又は第七十一条の三第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）	新都市基盤整備法第二十五条第一項において準用する土地画整理法第五十五条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、又は新都市基盤整備法第二十五条第二項において準用する土地画整理法第七十一条の三第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）
(略)	(略)	(略)
第十九条	市町村長等（国土交通大臣が土地画整理事業を施行する場合における国土交通大臣、都道府県が土地画整理事業を施行する場合における	地方公共団体の長、都市基盤整備公団総裁又は地域振興整備公団総裁

	都道府県知事、市町村が土地区画整理事業を施行する場合における市町村長、独立行政法人都市再生機構が土地区画整理事業を施行する場合における独立行政法人都市再生機構理事長又は地方住宅供給公社が土地区画整理事業を施行する場合における地方住宅供給公社理事長をいう。以下この章において同じ。）	第二十条、第二十一条第一項、第三項及び第四項、第二十二條第一項及び第四項、第二十四條第二項、第三項及び第五項、第二十五条から第二十七条まで、
		市町村長等
		施行者である地方公共団体の長
都道府県知事、市町村が土地区画整理事業を施行する場合における市町村長、都市基盤整備公団が土地区画整理事業を施行する場合における都市基盤整備公団総裁、地域振興整備公団が土地区画整理事業を施行する場合における地域振興整備公団総裁又は地方住宅供給公社が土地区画整理事業を施行する場合における地方住宅供給公社理事長をいう。以下この章において同じ。）		第二十条、第二十一条第一項、第三項及び第四項、第二十二條第一項及び第四項、第二十四條第二項、第三項及び第五項、第二十五条から第二十七条まで、
		市町村長等
		地方公共団体の長、都市基盤整備公団総裁又は地域振興整備公団総裁

第三十三條第三項、第三十五條、第三十八條、第三十九條第二項及び第三項、第四十條第一項から第四項まで、第四十三條、第四十四條、第四十六條第二項、第四十八條、第五十一條第四項、第五十二條第一項及び第二項、第五十四條		
(略)	(略)	(略)

(事務の区分)

第三十六條の二 第十九條の二において準用する土地区画整理法施行令第一條の二及び第三十四條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2
(略)

第三十三條第三項、第三十五條、第三十八條、第三十九條第二項及び第三項、第四十條第一項から第四項まで、第四十三條、第四十四條、第四十六條第二項、第四十八條、第五十一條第四項、第五十二條第一項及び第二項、第五十四條		
(略)	(略)	(略)

(事務の区分)

第三十六條の二 第十九條の二において準用する土地区画整理法施行令第一條の二及び第三十四條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(都道府県、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2
(略)

改正案	現行
（土地に関する権利の移転等の許可を要しない場合） 第六条 法第十四条第二項の政令で定める場合は、次のとおりとする。 一、八（略） 九 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第四十八条第一項の規定により同法及び同法第四十五条第一項の同意を得た処分計画に従つて施設用地を処分する場合 十、十二（略） （法第十八条の政令で定める法人） 第十四条 法第十八条の政令で定める法人は、港務局、<u>独立行政法人都市再生機構</u>、<u>日本道路公団</u>、<u>独立行政法人緑資源機構</u>、<u>首都高速道路公団</u>、<u>独立行政法人水資源機構</u>、<u>阪神高速道路公団</u>、<u>地域振興整備公団</u>、<u>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</u>、<u>地方住宅供給公社</u>、<u>日本勤労者住宅協会</u>、<u>独立行政法人空港周辺整備機構</u>、<u>本州四国連絡橋公団</u>、<u>地方道路公社</u>、<u>土地開発公社</u>及び<u>日本郵政公社</u>とする。	（土地に関する権利の移転等の許可を要しない場合） 第六条 法第十四条第二項の政令で定める場合は、次のとおりとする。 一、八（略） 九 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第四十八条第一項の規定により同法及び同法第四十五条第一項の<u>認可を受け、又は同条第二項の同意を得た処分計画に従つて施設用地を処分する場合</u> 十、十二（略） （法第十八条の政令で定める法人） 第十四条 法第十八条の政令で定める法人は、港務局、<u>都市基盤整備公団</u>、<u>日本道路公団</u>、<u>独立行政法人緑資源機構</u>、<u>首都高速道路公団</u>、<u>独立行政法人水資源機構</u>、<u>阪神高速道路公団</u>、<u>地域振興整備公団</u>、<u>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</u>、<u>地方住宅供給公社</u>、<u>日本勤労者住宅協会</u>、<u>独立行政法人空港周辺整備機構</u>、<u>本州四国連絡橋公団</u>、<u>地方道路公社</u>、<u>土地開発公社</u>及び<u>日本郵政公社</u>とする。

改正案	現行
（法第五十七条の三第一項の政令で定める法人） 第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第五十七条の三第一項の政令で定める法人は、核燃料サイクル開発機構、関西国際空港株式会社、九州旅客鉄道株式会社、港務局、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業総合事業団、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、土地開発公社、成田国際空港株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本原子力研究所、日本電信電話株式会社、日本道路公団、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、阪神高速道路公団、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡橋公団及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。	（法第五十七条の三第一項の政令で定める法人） 第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第五十七条の三第一項の政令で定める法人は、核燃料サイクル開発機構、関西国際空港株式会社、九州旅客鉄道株式会社、港務局、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業総合事業団、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、都市基盤整備公団、土地開発公社、成田国際空港株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本原子力研究所、日本電信電話株式会社、日本道路公団、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、阪神高速道路公団、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡橋公団及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。

改 正 案	現 行
（法第三条の二第五項の政令で定める審議会） 第一条の二 法第三条の二第五項の政令で定める審議会は、社会資本整備審議会とする。 （大都市等の特例） 第四十六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）、及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）において、法第百五条の規定により、指定都市、中核市又は特例市の長が行う事務は、法又はこの政令の規定により都府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務（法第五条第三項及び第二十四条第三項の事務並びに法第五十条第四項において準用する土地区画整理法第四十一条第四項の認可を除く。）のうち、指定都市（中核市にあつては中核市、特例市にあつては特例市）、都府県、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が法第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業に係る事務以外の事務とする。 （土地区画整理法を準用する場合の読替え） 第四十九条 法第百九条の規定による土地区画整理法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。 一 法第二十条第四項において準用する場合	（法第三条の二第五項の政令で定める審議会） 第一条の二 法第三条の二第五項の政令で定める審議会は、住宅地審議会とする。 （大都市等の特例） 第四十六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）、及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）において、法第百五条の規定により、指定都市、中核市又は特例市の長が行う事務は、法又はこの政令の規定により都府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務（法第五条第三項及び第二十四条第三項の事務並びに法第五十条第四項において準用する土地区画整理法第四十一条第四項の認可を除く。）のうち、指定都市（中核市にあつては中核市、特例市にあつては特例市）、都府県、都市基盤整備公団又は地方住宅供給公社が法第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業に係る事務以外の事務とする。 （土地区画整理法を準用する場合の読替え） 第四十九条 法第百九条の規定による土地区画整理法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。 一 法第二十条第四項において準用する場合
読み替える規定	読み替える規定
読み替えられる字句	読み替えられる字句
読み替える字句	読み替える字句

第九十五条第七項	第三条第三項若しくは第四項	第三条第三項
----------	---------------	--------

二 法第二十一条第二項において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百八条第一項	第三条第三項若しくは第四項	第三条第三項

三〇七 (略)
八 法第六十二条において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十八条第三項、第七項及び第八項、第六十二条第一項、第六十五条第一項	都道府県知事又は市町村長	独立行政法人都市再生機構理事長又は地方住宅供給公社理事長
(略)	(略)	(略)
第六十四条、第六十五条第一項及び	都道府県又は市町村	独立行政法人都市再生機構又は地方住宅

第九十五条第七項	第三条第三項若しくは第四項又は第三条の二から第三条の四まで	第三条第三項、第三条の二又は第三条の四
----------	-------------------------------	---------------------

二 法第二十一条第二項において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百八条第一項	第三条第三項若しくは第四項又は第三条の二から第三条の四まで	第三条第三項、第三条の二又は第三条の四

三〇七 (略)
八 法第六十二条において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十八条第三項、第七項及び第八項、第六十二条第一項、第六十五条第一項	都道府県知事又は市町村長	都市基盤整備公団総裁又は地方住宅供給公社理事長
(略)	(略)	(略)
第六十四条、第六十五条第一項及び	都道府県又は市町村	都市基盤整備公団又は地方住宅供給公社

第三項	
(略)	(略)
(略)	供給公社

九 法第六十六条第二項において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十三条第四項	国土交通大臣、都道府県知事、市町村長若しくは機構理事長等又は前条第一項後段に掲げる者	施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者
(略)	(略)	(略)

十 法第七十一条において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十四条	国土交通大臣、都道府県知事、市町村長若しくは機構理事長等又は第七十二条第一項後段に掲げる者	施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者
(略)	(略)	(略)
第七十九条第一項	第三条第三項若しくは第四項、第三条の	大都市地域における住宅及び住宅地の供

第三項	
(略)	(略)
(略)	(略)

九 法第六十六条第二項において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十三条第四項	国土交通大臣、都道府県知事、市町村長若しくは公団総裁等又は前条第一項後段に掲げる者	施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者
(略)	(略)	(略)

十 法第七十一条において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十四条	国土交通大臣、都道府県知事、市町村長若しくは公団総裁等又は第七十二条第一項後段に掲げる者	施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者
(略)	(略)	(略)
第七十九条第一項	第三条第三項若しくは第四項又は第三条	大都市地域における住宅及び住宅地の供

				二又は第三条の三	給の促進に関する特別措置法第二十九条第三項
(略)			(略)	(略)	(略)
第八十五条第五項	次条第五項、第八十五条の三第四項、第八十五条の四第五項及び本章第二節から第六節までの規定	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第六章第三節第二款から第四款までの規定（第八十三条において準用するこの法律第三章第七節の規定を除く。）			
(略)	(略)	(略)			
十一 法第七十九条第二項において準用する法第二十条第四項において準用する場合					
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句			
第九十五条第七項	第三条第三項若しくは第四項、第三条の三又は第三条の三	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第三項			

	(略)		(略)	の二から第三条の四 まで	給の促進に関する特 別措置法第二十九条 第三項
第八十五条第五項		次条第五項、第八十 五条の三第四項及び 本章第二節から第六 節までの規定		(略)	大都市地域における 住宅及び住宅地の供 給の促進に関する特 別措置法第六章第三 節第二款から第四款 までの規定（第八十 三条において準用す るこの法律第三章第 七節の規定を除く。 ）
(略)	(略)		(略)		
十一 法第七十九条第二項において準用する法第二十条第四項に おいて準用する場合					
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替える字句		
第九十五条第七項	第三条第三項若しく は第四項又は第三 条の二から第三条の四 まで	大都市地域における 住宅及び住宅地の供 給の促進に関する特 別措置法第二十九条 第三項			

(略)	(略)
-----	-----

十二 法第八十条第三項において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十六条第三項	第三条第三項若しくは第四項、第三条の二又は第三条の三	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第三項
(略)	(略)	(略)

十三 法第八十二条第一項において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十八条第六項、第九十一条第一項、第九十二条第一項、第九十五条第七項	第三条第三項若しくは第四項、第三条の二又は第三条の三	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第三項
(略)	(略)	(略)

十四 法第八十三条において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

(略)	(略)
-----	-----

十二 法第八十条第三項において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十六条第三項	第三条第三項若しくは第四項又は第三条の二から第三条の四まで	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第三項
(略)	(略)	(略)

十三 法第八十二条第一項において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十八条第六項、第九十一条第一項、第九十二条第一項、第九十五条第七項	第三条第三項若しくは第四項又は第三条の二から第三条の四まで	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第三項
(略)	(略)	(略)

十四 法第八十三条において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

(略)	第九十八条第三項、 第一百八条第一項、 第一百九条第一項、 第一百十条第五項	(略)	第三条第三項若しくは 第四項、 第三条の二 又は第三条の三	(略)	大都市地域における 住宅及び住宅地の供 給の促進に関する特 別措置法第二十九 条第三項	(略)
(略)	第三百三条第三項	(略)	又は機構等	(略)	、独立行政法人都市 再生機構又は地方公 社	(略)
(略)	第一百十条第三項及び 第八項	(略)	第三条第二項から第 四項まで、 第三条の二 又は第三条の三	(略)	大都市地域における 住宅及び住宅地の供 給の促進に関する特 別措置法第二十九 条第二項又は第三項	(略)
(略)	第一百十条第四項	(略)	同条第三項若しくは 第四項、 第三条の二 又は第三条の三	(略)	同条第三項	(略)

(略)	第九十八条第三項、 第一百八条第一項、 第一百九条第一項、 第一百十条第五項	(略)	第三条第三項若しくは 第四項又は第三条 の二から第三条の四 まで	(略)	大都市地域における 住宅及び住宅地の供 給の促進に関する特 別措置法第二十九 条第三項	(略)
(略)	第三百三条第三項	(略)	又は公団等	(略)	、都市基盤整備公団 又は地方公社	(略)
(略)	第一百十条第三項及び 第八項	(略)	第三条第二項から第 四項まで又は第三条 の二から第三条の四 まで	(略)	大都市地域における 住宅及び住宅地の供 給の促進に関する特 別措置法第二十九 条第二項又は第三項	(略)
(略)	第一百十条第四項	(略)	同条第三項若しくは 第四項又は第三条の 二から第三条の四ま で	(略)	同条第三項	(略)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

十五・十六 (略)

(土地区画整理法施行令を準用する場合の読替え)

第五十条 この政令において次の表の上欄に掲げる土地区画整理法施行令の規定を準用する場合には、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十九条	(国土交通大臣が土地区画整理事業を施行する場合における国土交通大臣、都道府県が土地区画整理事業を施行する場合における都道府県知事、市町村が土地区画整理事業を施行する場合における市町村長、独立行政法人都市再生機構が土地区画整理事業を施行する場合における独立行政法人都市再生機構理事長又は地方住宅供給公社が土地	(都府県が住宅街区整備事業を施行する場合における都府県知事、市町村が住宅街区整備事業を施行する場合における市町村長、独立行政法人都市再生機構が住宅街区整備事業を施行する場合における独立行政法人都市再生機構理事長又は地方住宅供給公社が住宅街区整備事業を施行する場合における地方住宅供給公社理事長をいう。以下こ

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

十五・十六 (略)

(土地区画整理法施行令を準用する場合の読替え)

第五十条 この政令において次の表の上欄に掲げる土地区画整理法施行令の規定を準用する場合には、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十九条	(国土交通大臣が土地区画整理事業を施行する場合における国土交通大臣、都道府県が土地区画整理事業を施行する場合における都道府県知事、市町村が土地区画整理事業を施行する場合における市町村長、都市基盤整備公団が土地区画整理事業を施行する場合における都市基盤整備公団総裁、地域振興整備公団が土地区画整理事業を施行す	(都府県が住宅街区整備事業を施行する場合における都府県知事、市町村が住宅街区整備事業を施行する場合における市町村長、都市基盤整備公団が住宅街区整備事業を施行する場合における都市基盤整備公団が住宅街区整備事業を施行する場合における地方住宅供給公社理事長をいう。以下この章において同じ。

(略)	(略)	区画整理事業を施行する場合における地方住宅供給公社理事長をいう。以下この章において同じ。)	(略)
-----	-----	---	-----

(事務の区分)

第五十一条 第十四条の二において準用する土地区画整理法施行令第一条の二の規定により市町村が処理することとされている事務（都府県又は独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 (略)

附則

(法附則第三条第一項の政令で定める施行者)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める施行者は、都府県、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社とする。

別表（第二条関係）

(略)	(略)	る場合における地域振興整備公団総裁又は地方住宅供給公社が土地区画整理事業を施行する場合における地方住宅供給公社理事長をいう。以下この章において同じ。)	(略)
-----	-----	---	-----

(事務の区分)

第五十一条 第十四条の二において準用する土地区画整理法施行令第一条の二の規定により市町村が処理することとされている事務（都府県又は都市基盤整備公団若しくは地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 (略)

附則

(法附則第三条第一項の政令で定める施行者)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める施行者は、都府県、都市基盤整備公団及び地方住宅供給公社とする。

別表（第二条関係）

名 称	関 係 行 政 機 関 等
首都圏宅地開発協 議会	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県並びにさいたま市、千葉市、横浜市及び川崎市並びに独立行政法人都市再生機構
近畿圏宅地開発協 議会	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県並びに京都市、大阪市及び神戸市並びに独立行政法人都市再生機構
中部圏宅地開発協 議会	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省、愛知県及び三重県並びに名古屋市並びに独立行政法人都市再生機構

名 称	関 係 行 政 機 関 等
首都圏宅地開発協 議会	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県並びにさいたま市、千葉市、横浜市及び川崎市並びに都市基盤整備公団
近畿圏宅地開発協 議会	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県並びに京都市、大阪市及び神戸市並びに都市基盤整備公団
中部圏宅地開発協 議会	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省、愛知県及び三重県並びに名古屋市並びに都市基盤整備公団

改正案	現行
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。） 第三十条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人緑資源機構 二 地域振興整備公団、日本道路公団及び本州四国連絡橋公団 附則 （略） 2 1 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一 （略） 二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教育研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピックピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。） 第三十条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人緑資源機構 二 地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団及び本州四国連絡橋公団 附則 （略） 2 1 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一 （略） 二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教育研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピックピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人

国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥料検査所、独立行

国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行

政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人労働政策研究・研修機構

三 (略)

四 首都高速道路公団、石油公団、地域振興整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団

五 十 (略)

3・4 (略)

政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人労働政策研究・研修機構

三 (略)

四 首都高速道路公団、石油公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団

五 十 (略)

3・4 (略)

四十二 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十九号）（附則第五十二条関係）

改 正 案	現 行
（法第十条の政令で定める法人） 第三条 法第十条の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人緑資源機構 二 地域振興整備公団、日本道路公団及び本州四国連絡橋公団	（法第十条の政令で定める法人） 第三条 法第十条の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人緑資源機構 二 地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団及び本州四国連絡橋公団

改 正 案	現 行
（法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者） 第四条 法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について不動産の権利に関する登記を申請しようとする当該各号に掲げる者とする。 一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項に規定する法人をいう。以下同じ。）であつて、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立されたもの又は土地改良法第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う同法第三条に規定する資格を有する者 二 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二条第一項第三号の規定による地籍調査 土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水害予防組合、水害予防組合連合、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会 三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）による土地区画整理事業 土地区画整理組合又は同法第三条第一項の規定による施行者 四 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三十四号）による新住宅市街地開発事業 同法第四十五条第一項の規定による施行者 五 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第十号）第二十八条第一項第一号から第三号まで及び第五号の事業 独立行政法人空港周辺整備機構 六 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地	（法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者） 第四条 法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について不動産の権利に関する登記を申請しようとする当該各号に掲げる者とする。 一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項に規定する法人をいう。以下同じ。）であつて、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立されたもの又は土地改良法第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う同法第三条に規定する資格を有する者 二 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二条第一項第三号の規定による地籍調査 土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水害予防組合、水害予防組合連合、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会 三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）による土地区画整理事業 土地区画整理組合又は同法第三条第一項の規定による施行者 四 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三十四号）による新住宅市街地開発事業 同法第四十五条第一項の規定による施行者 五 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第十号）第二十八条第一項第一号から第三号まで及び第五号の事業 独立行政法人空港周辺整備機構 六 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地

- 再開発事業 市街地再開発組合又は同法第二条の二第一項若しくは第三項の規定による施行者
- 七 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業で農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内において行われるもの 農地保有合理化法人であつて、民法第三十四条の規定により設立されたもの（農地保有合理化事業にあつては、当該法人又は農地保有合理化法人である農業協同組合）
- 八 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第七条第一項第一号又は第二項第三号に規定する事業 農住組合
- 九 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業 防災街区整備事業組合又は同法第一百九条第一項若しくは第三項の規定による施行者
- 十 独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）第十一条第一項第一号から第三号まで及び第六号から第九号までの事業 独立行政法人緑資源機構
- 十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十二条第一項第一号から第六号まで及び第十一号並びに第三項の事業 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 十二 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第十二条第一項第一号から第三号まで及び第二項の事業 独立行政法人水資源機構
- 十三 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項第一号から第十六号まで並びに第二項及び第三項の事業 独立行政法人都市再生機構（土地区画整理法第三条第一項、都市再開発法第二条の二第一項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第一百九条第一項の規定による施行者である場合を除く。）

附則

- 再開発事業 市街地再開発組合又は同法第二条の二第一項若しくは第三項の規定による施行者
- 七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業 防災街区整備事業組合又は同法第一百九条第一項若しくは第三項の規定による施行者
- 八 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第七条第一項第一号又は第二項第三号に規定する事業 農住組合
- 八 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業で農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内において行われるもの 農地保有合理化法人であつて、民法第三十四条の規定により設立されたもの（農地保有合理化事業にあつては、当該法人又は農地保有合理化法人である農業協同組合）
- 九 独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）第十一条第一項第一号から第三号まで及び第六号から第九号までの事業 独立行政法人緑資源機構
- 十 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十二条第一項第一号から第六号まで及び第十一号並びに第三項の事業 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 十一 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第十二条第一項第一号から第三号まで及び第二項の事業 独立行政法人水資源機構

附則

(施行期日)		(施行期日)	
1	この政令は、昭和五十四年一月一日から施行する。	1	この政令は、昭和五十四年一月一日から施行する。
(独立行政法人都市再生機構に関する特例)		(司法書士の認可手数料の額を定める政令の廃止)	
2	独立行政法人都市再生機構法附則第十二条から第十四条までの規定により独立行政法人都市再生機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第四条第十三号中「並びに第二項及び第三項の事業」とあるのは「、第二項及び第三項並びに附則第十二条から第十四条までの事業」とする。	2	司法書士の認可手数料の額を定める政令（昭和四十二年政令第三百五十四号）は、廃止する。

四十四 土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）（附則第五十四条関係）

改正案	現行
（法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者） 第三条 法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に掲げる者とする。 一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項に規定する法人をいう。以下同じ。）であつて、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立されたもの又は土地改良法第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う同法第三条に規定する資格を有する者 二 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二条第一項第三号の規定による地籍調査 土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水害予防組合、水害予防組合連合、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会 三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）による土地区画整理事業 土地区画整理組合又は同法第三条第一項の規定による施行者 四 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三十四号）による新住宅市街地開発事業 同法第四十五条第一項の規定による施行者 五 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に	（法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者） 第三条 法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に掲げる者とする。 一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項に規定する法人をいう。以下同じ。）であつて、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立されたもの又は土地改良法第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う同法第三条に規定する資格を有する者 二 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二条第一項第三号の規定による地籍調査 土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水害予防組合、水害予防組合連合、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会 三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）による土地区画整理事業 土地区画整理組合又は同法第三条第一項の規定による施行者 四 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三十四号）による新住宅市街地開発事業 同法第四十五条第一項の規定による施行者 五 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に

関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第二十八条第一項第一号から第三号まで及び第五号の事業 独立行政法人空港周辺整備機構

六 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業 市街地再開発組合又は同法第二条の二第一項若しくは第三項の規定による施行者

七 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業で農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内において行われるもの 農地保有合理化法人であつて、民法第三十四条の規定により設立されたもの（農地保有合理化事業にあつては、当該法人又は農地保有合理化法人である農業協同組合）

八 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第七条第一項第一号又は第二項第三号に規定する事業 農住組合

九 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業 防災街区整備事業組合又は同法第百十九条第一項若しくは第三項の規定による施行者

十 独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十一条第一項第一号から第三号まで及び第六号から第九号までの事業 独立行政法人緑資源機構

十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十二条第一項第一号から第六号まで及び第十一号並びに第三項の事業 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

十二 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号から第三号まで及び第二項の事業 独立行政法人水資源機構

十三 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第

関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第二十八条第一項第一号から第三号まで及び第五号の事業 独立行政法人空港周辺整備機構

六 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業 市街地再開発組合又は同法第二条の二第一項若しくは第三項の規定による施行者

七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業 防災街区整備事業組合又は同法第百十九条第一項若しくは第三項の規定による施行者

八 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第七条第一項第一号又は第二項第三号に規定する事業 農住組合

八 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業で農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内において行われるもの 農地保有合理化法人であつて、民法第三十四条の規定により設立されたもの（農地保有合理化事業にあつては、当該法人又は農地保有合理化法人である農業協同組合）

九 独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十一条第一項第一号から第三号まで及び第六号から第九号までの事業 独立行政法人緑資源機構

十 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十二条第一項第一号から第六号まで及び第十一号並びに第三項の事業 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

十一 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号から第三号まで及び第二項の事業 独立行政法人水資源機構

十一條第一項第一号から第十六号まで並びに第二項及び第三項の事業 独立行政法人都市再生機構（土地区画整理法第三條第一項、都市再開発法第二條の二第一項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百十九條第一項の規定による施行者である場合を除く。）

附 則

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十五年一月一日から施行する。

（独立行政法人都市再生機構に関する特例）

2 独立行政法人都市再生機構法附則第十二條から第十四條までの規定により独立行政法人都市再生機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第三條第十三号中「並びに第二項及び第三項の事業」とあるのは「、第二項及び第三項並びに附則第十二條から第十四條までの事業」とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十五年一月一日から施行する。

（土地家屋調査士受験手数料令及び土地家屋調査士試験委員令の廃止）

2 土地家屋調査士受験手数料令（昭和二十五年政令第二百四十八号）及び土地家屋調査士試験委員令（昭和四十二年政令第三十五号）は、廃止する。

四十五 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）（附則第五十五条関係）

改 正 案	現 行
（法第三条第一項に規定する政令で定める事業） 第一条の二 法第三条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一〇九（略） 十 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項に規定する同意基本計画（以下この号において「同意基本計画」という。）に係る同法第六条第三項の拠点地区において同法第四十条第一項第二号に規定する施設の整備を行う事業で同号の出資を受けて行われるもの 十一〇十五（略）	（法第三条第一項に規定する政令で定める事業） 第一条の二 法第三条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一〇九（略） 十 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項に規定する同意基本計画（以下この号において「同意基本計画」という。）に係る同法第六条第三項の拠点地区において同法第四十条第二項第二号に規定する施設の整備を行う事業で同号の出資を受けて行われるもの 十一〇十五（略）

四十六 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法施行令（昭和六十三年政令第二百四十七号）（附則第五十六条関係）

改 正 案	現 行
（法第四条第一項第十号の政令で定める者） 第七条 法第四条第一項第十号の政令で定める者は、地方公共団体、地方住宅供給公社及び日本勤労者住宅協会とする。	（法第四条第一項第十号の政令で定める者） 第七条 法第四条第一項第十号の政令で定める者は、都市基盤整備公団、地域振興整備公団、地方公共団体、地方住宅供給公社及び日本勤労者住宅協会とする。

四十七 外国人登録法施行令（平成四年政令第三百三十九号）（附則第五十七条関係）

改 正 案	現 行
別表（第二条関係） 一、三十三（略） 三十四 独立行政法人都市再生機構 三十五（略）	別表（第二条関係） 一、三十三（略） 三十四 都市基盤整備公団 三十五（略）

四十八 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）（附則第五十八条関係）

改 正 案	現 行
目次 第一章～第三章（略） 第四章 防災街区整備事業 第一節（略） 第二節 施行者 第一款～第四款（略） 第五款 地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構等（第三十二条） 第三節（略） 第五章～第七章（略） 附則 第五款 地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構等（延滞金） 第三十二条（略） （収用委員会に対する裁決の申請手続についての都市計画法施行令の準用） 第五十七条 都市計画法施行令第十八条の規定は、法第二百八十五条において準用する都市計画法第五十二条の四第二項後段において準用する同法第二十八条第三項又は法第二百八十六条第二項において準用する都市計画法第二十八条第三項の規定により土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請する場合について準用する。この場合において、同令第十八条中「次に掲げる事項」とあるのは、「次の各号（第三号を除く。）に掲げる事項及び密集市街地整備法第三十条に規定する防災都市施設の種類」と読	目次 第一章～第三章（略） 第四章 防災街区整備事業 第一節（略） 第二節 施行者 第一款～第四款（略） 第五款 地方公共団体及び都市基盤整備公団等（第三十二条） 第三節（略） 第五章～第七章（略） 附則 第五款 地方公共団体及び都市基盤整備公団等（延滞金） 第三十二条（略） （収用委員会に対する裁決の申請手続についての都市計画法施行令の準用） 第五十七条 都市計画法施行令第十八条の規定は、法第二百八十五条において準用する都市計画法第五十二条の四第二項後段において準用する同法第二十八条第三項又は法第二百八十六条第二項において準用する都市計画法第二十八条第三項の規定により土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請する場合について準用する。この場合において、同令第十八条中「次に掲げる事項」とあるのは、「次の各号（第三号を除く。）に掲げる事項及び密集市街地整備法第三十条第一項に規定する防災都市施設の種類

み替えるものとする。

(事務の区分)

第六十一条 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第二十五条及び第五十三条第二項に規定する事務(都道府県、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。次号において同じ。)が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)

二 第二十六条に規定する事務(独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)

2
(略)

と読み替えるものとする。

(事務の区分)

第六十一条 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第二十五条及び第五十三条第二項に規定する事務(都道府県、都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。次号において同じ。)が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)

二 第二十六条に規定する事務(都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)

2
(略)

改正案				現行			
別表第一（第一条、第三条、第六条関係）				別表第一（第一条、第三条、第六条関係）			
事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定	事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
（略） 十三 宅地の造成の事業（第二条に規定する宅地の造成の事業に限る。以下この項において同じ）	（略） イ 独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成の事業（造成に係る土地の面積が百ヘクタール以上であるものに限る。）	（略） 独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成の事業（造成に係る土地の面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるものに限る。）	（略）	（略） 十三 宅地の造成の事業（第二条に規定する宅地の造成の事業に限る。以下この項において同じ）	（略） イ 都市基盤整備公団が行う宅地の造成の事業（造成に係る土地の面積が百ヘクタール以上であるものに限る。）	（略） 都市基盤整備公団が行う宅地の造成の事業（造成に係る土地の面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるものに限る。）	（略） 地域振興整備公団法（昭和三十一年法律第九十五号）第十九条の三第二項に規定する業務を行う
（略） ロ 地域振興整備公団が行う宅地の造成の事業（造成に係る土地の面積が百ヘクタール以上であるものに限る。）	（略） ロ 地域振興整備公団が行う宅地の造成の事業（造成に係る土地の面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるものに限る。）	（略） 地域振興整備公団が行う宅地の造成の事業（造成に係る土地の面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるものに限る。）	（略）	（略） ロ 地域振興整備公団が行う宅地の造成の事業（造成に係る土地の面積が百ヘクタール以上であるものに限る。）	（略） ロ 地域振興整備公団が行う宅地の造成の事業（造成に係る土地の面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるものに限る。）	（略） 地域振興整備公団が行う宅地の造成の事業（造成に係る土地の面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるものに限る。）	（略）

	るものに限る。 ）	ヘクタール未 満であるもの に限る。）	
--	--------------	---------------------------	--

別表第四（第十四条関係）

（略）	（略）
三 法第三十三 条第二項 第三号の法 律の規定で あつて政令 で定めるもの	道路整備特別措置法第七条の三第一項、第七条 の十二第四項及び第七条の十四第六項、道路法 第七十四条第二項、本州四国連絡橋公団法第三 十一条第一項、河川法第七十九条第一項、独立 行政法人水資源機構法第十三条第一項、全国新 幹線鉄道整備法第九条第一項及び附則第十一項 、軌道法第五条第一項及び第三十三条（軌道法 施行令第六条第一項に係る場合に限る。）並び に土地区画整理法第五十二条第一項、第五十五 条第十二項、第七十一条の二第一項及び第七十 一条の三第十四項

	るものに限る。 ）	ヘクタール未 満であるもの に限る。）	う場合につき 、同法第十九 条の四第一項
--	--------------	---------------------------	----------------------------

別表第四（第十四条関係）

（略）	（略）
三 法第三十三 条第二項 第三号の法 律の規定で あつて政令 で定めるもの	道路整備特別措置法第七条の三第一項、第七条 の十二第四項及び第七条の十四第六項、道路法 第七十四条第二項、本州四国連絡橋公団法第三 十一条第一項、河川法第七十九条第一項、独立 行政法人水資源機構法第十三条第一項、全国新 幹線鉄道整備法第九条第一項及び附則第十一項 、軌道法第五条第一項及び第三十三条（軌道法 施行令第六条第一項に係る場合に限る。）、土 地区画整理法第五十二条第一項、第五十五条第 十二項、第七十一条の二第一項及び第七十一 条の三第十四項並びに地域振興整備公団法第十九 条の四第一項

五十 都市基盤整備公団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十一年政令第二百五十六号）（附則第六十条関係）

改正案	現行
附則 （住宅・都市整備債券原簿等に関する経過措置） 第二条 公団法附則第六条第一項の規定により解散した住宅・都市整備公団（以下単に「住宅・都市整備公団」という。）が公団法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号。以下「旧公団法」という。）第五十五条第一項の規定により発行した住宅・都市整備債券に係る住宅・都市整備債券原簿及び利札については、第一条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法施行令第二十五条及び第二十六条の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同令第二十五条中「公団は」とあるのは「独立行政法人都市再生機構は、その住宅・都市整備債券原簿に係る住宅・都市整備債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間」と、同条第二項第三号中「第二十條第二項第一号」とあるのは「都市基盤整備公団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十一年政令第二百五十六号）第一条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法施行令（昭和五十六年政令第二百六十七号）第二十条第二項第一号」と、同令第二十六条第二項中「公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。	附則 （住宅・都市整備債券原簿等に関する経過措置） 第二条 公団法附則第六条第一項の規定により解散した住宅・都市整備公団（以下単に「住宅・都市整備公団」という。）が公団法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号。以下「旧公団法」という。）第五十五条第一項の規定により発行した住宅・都市整備債券に係る住宅・都市整備債券原簿及び利札については、第一条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法施行令第二十五条及び第二十六条の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同令第二十五条中「公団は」とあるのは「都市基盤整備公団は、その住宅・都市整備債券原簿に係る住宅・都市整備債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間」と、同条第二項第三号中「第二十條第二項第一号」とあるのは「都市基盤整備公団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十一年政令第二百五十六号）第一条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法施行令（昭和五十六年政令第二百六十七号）第二十条第二項第一号」と、同令第二十六条第二項中「公団」とあるのは「都市基盤整備公団」とする。

（住宅宅地債券、特別住宅債券及び宅地債券令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 住宅・都市整備公団が旧公団法第五十五条第二項の規定により発行した特別住宅債券については、第二十一条の規定による改正前の住宅宅地債券、特別住宅債券及び宅地債券令第八条の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合に

（住宅宅地債券、特別住宅債券及び宅地債券令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 住宅・都市整備公団が旧公団法第五十五条第二項の規定により発行した特別住宅債券については、第二十一条の規定による改正前の住宅宅地債券、特別住宅債券及び宅地債券令第八条の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合に

において、同条第一項中「発行者」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」と、「住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫にあつては住宅宅地債券原簿を、住宅・都市整備公団にあつては」とあるのは「その住宅債券及び宅地債券原簿に係る特別住宅債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間、」とする。

において、同条第一項中「発行者」とあるのは「都市基盤整備公団」と、「住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫にあつては住宅宅地債券原簿を、住宅・都市整備公団にあつては」とあるのは「その住宅債券及び宅地債券原簿に係る特別住宅債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間、」とする。

五十一 国土交通省設置法第四条第二十九号の業務等を定める政令（平成十二年政令第二百九十七号）（附則第六十一条関係）

改 正 案	現 行
国土交通省設置法第四条第二十八号の業務等を定める政令 （法第四條第二十八号の政令で定める業務） 第一条 国土交通省設置法（以下「法」という。）<u>第四条第二十八号</u>の日本政策投資銀行の行う業務のうち北海道及び東北地方における政令で定めるものは、日本政策投資銀行法施行令（平成十一年政令第二百七十一号）<u>第二十九条</u>に規定する業務とする。 （法第四條第百十三号の政令で定める公共的団体） 第二条 法第四條第百十三号の政令で定める公共的団体は、独立行政法人、日本道路公団、首都高速道路公団、<u>阪神高速道路公団</u>、本州四国連絡橋公団、地域振興整備公団、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会とする。	国土交通省設置法第四条第二十九号の業務等を定める政令 （法第四條第二十九号の政令で定める業務） 第一条 国土交通省設置法（以下「法」という。）<u>第四条第二十九号</u>の日本政策投資銀行の行う業務のうち北海道及び東北地方における政令で定めるものは、日本政策投資銀行法施行令（平成十一年政令第二百七十一号）<u>第二十九条</u>に規定する業務とする。 （法第四條第百十三号の政令で定める公共的団体） 第二条 法第四條第百十三号の政令で定める公共的団体は、独立行政法人、日本道路公団、首都高速道路公団、<u>阪神高速道路公団</u>、本州四国連絡橋公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会とする。

五十二 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）
（附則第六十二条関係）

改 正 案	現 行
公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。 一〇六十九（略） 七十 独立行政法人都市再生機構 七十一〇百十二（略）	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。 一〇六十九（略） 七十 都市基盤整備公団 七十一〇百十二（略）

改正案	現行
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立高度知的障害者総合施設、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立大学性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人国立資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人新エネルギー・	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立高度知的障害者総合施設、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立大学性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人国立資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人新エネルギー・

産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農薬生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人労働政策研究・研修機構

二 (略)
三 首都高速道路公団、石油公団、地域振興整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団

四 八 (略)

産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農薬生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人労働政策研究・研修機構

二 (略)
三 首都高速道路公団、石油公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団

四 八 (略)

改 正 案	現 行
（特殊法人等の範囲） 第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一 日本郵政公社、首都高速道路公団、地域振興整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、関西国際空港株式会社、成田国際空港株式会社、日本環境安全事業株式会社、核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所、日本中央競馬会及び年金資金運用基金 二 （略） 三 独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構	（特殊法人等の範囲） 第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一 日本郵政公社、首都高速道路公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、関西国際空港株式会社、成田国際空港株式会社、日本環境安全事業株式会社、核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所、日本中央競馬会及び年金資金運用基金 二 （略） 三 独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構

改正案	現行
（独立行政法人都市再生機構が要請に基づき行う賃貸住宅の整備等に要する費用に係る地方公共団体の負担） 第六条 法第五十一条第一項の規定により独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が地方公共団体に求めることができる負担金の額は、次に掲げる額を超えてはならない。 一 機構が行う法第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の建設については、その建設に要する費用の額に六分の一を乗じて得た額 二 機構が行う法第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備であつて既存の住宅等の改良によるものについては、その整備に要する費用のうち加齢対応構造等及び共同住宅の共用部分等に係る費用の額に二分の一を乗じて得た額 三 （略） （機構が要請に基づき行う賃貸住宅の整備等に要する費用に係る国の補助） 第七条 法第五十一条第四項の規定による国の機構に対する補助金の額は、次に掲げる額とする。 一 機構が行う法第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の建設については、その建設に要する費用の額に六分の一を乗じて得た額 二 機構が行う法第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備であつて既存の住宅等の改良によるものについては、その整備に要する費用のうち加齢対応構造等及び共同住宅の共用部分等に係る費用の額に二分の一を乗じて得た額 三 （略）	（都市基盤整備公団が要請に基づき行う賃貸住宅の整備等に要する費用に係る地方公共団体の負担） 第六条 法第五十一条第一項の規定により都市基盤整備公団（以下「公団」という。）が地方公共団体に求めることができる負担金の額は、次に掲げる額を超えてはならない。 一 公団が行う法第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の建設については、その建設に要する費用の額に六分の一を乗じて得た額 二 公団が行う法第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備であつて既存の住宅等の改良によるものについては、その整備に要する費用のうち加齢対応構造等及び共同住宅の共用部分等に係る費用の額に二分の一を乗じて得た額 三 （略） （公団が要請に基づき行う賃貸住宅の整備等に要する費用に係る国の補助） 第七条 法第五十一条第四項の規定による国の公団に対する補助金の額は、次に掲げる額とする。 一 公団が行う法第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の建設については、その建設に要する費用の額に六分の一を乗じて得た額 二 公団が行う法第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備であつて既存の住宅等の改良によるものについては、その整備に要する費用のうち加齢対応構造等及び共同住宅の共用部分等に係る費用の額に二分の一を乗じて得た額 三 （略）

(機構が行う賃貸住宅の整備に要する費用に係る国の補助)

第九条 法第五十三条第一項の規定による国の機構に対する補助金の額は、次に掲げる額とする。

一 機構が行う法第五十三条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の建設については、その建設に要する費用の額に六分の一を乗じて得た額

二 機構が行う法第五十三条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備であつて既存の住宅等の改良によるものについては、その整備に要する費用のうち加齢対応構造等及び共同住宅の共用部分等に係る費用の額に二分の一を乗じて得た額

(機構が行う賃貸住宅の家賃の減額に要する費用に係る国の補助)

第十条 法第五十三条第二項の規定による国の機構に対する補助金の額は、第二条に規定する入居者に係る家賃の減額に要する費用の額(減額前の家賃の額から同条に規定する国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額を限度とする。)に二分の一を乗じて得た額とする。

(公団が行う賃貸住宅の整備に要する費用に係る国の補助)

第九条 法第五十三条第一項の規定による国の公団に対する補助金の額は、次に掲げる額とする。

一 公団が行う法第五十三条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の建設については、その建設に要する費用の額に六分の一を乗じて得た額

二 公団が行う法第五十三条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備であつて既存の住宅等の改良によるものについては、その整備に要する費用のうち加齢対応構造等及び共同住宅の共用部分等に係る費用の額に二分の一を乗じて得た額

(公団が行う賃貸住宅の家賃の減額に要する費用に係る国の補助)

第十条 法第五十三条第二項の規定による国の公団に対する補助金の額は、第二条に規定する入居者に係る家賃の減額に要する費用の額(減額前の家賃の額から同条に規定する国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額を限度とする。)に二分の一を乗じて得た額とする。

五十六 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（附則第六十六条関係）

改正案	現行
（他の法令の準用） 第十三条 次の法令の規定については、地方独立行政法人（第一号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。 一〇十五（略） （削る） 十六〇十九（略） 二十 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一條第一項第八号 二十一（略） 二・三（略）	（他の法令の準用） 第十三条 次の法令の規定については、地方独立行政法人（第一号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。 一〇十五（略） 十六 地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）第九條第一項第一号ロ及びハ 十七〇二十（略） 二十一（略） 二・三（略）

改正案	現行
第一章 本省 第二節 内部部局等 第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等 （大臣官房の所掌事務） 第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十二（略） 二十三 地方公共団体その他国土交通省設置法第四十八条第二十八号の業務等を定める政令（平成十二年政令第二百九十七号）第二条に規定する公共的団体（以下「地方公共団体等」という。）からの委託に基づき、建築物の営繕に関する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。 二十四・二十五（略） 2（略） （国土計画局の所掌事務） 第五条 国土計画局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五（略） （削る） 六 日本政策投資銀行の行う業務のうち、国土交通省設置法第四	第一章 本省 第二節 内部部局等 第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等 （大臣官房の所掌事務） 第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十二（略） 二十三 地方公共団体その他国土交通省設置法第四十八条第二十九号の業務等を定める政令（平成十二年政令第二百九十七号）第二条に規定する公共的団体（以下「地方公共団体等」という。）からの委託に基づき、建築物の営繕に関する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。 二十四・二十五（略） 2（略） （国土計画局の所掌事務） 第五条 国土計画局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五（略） 六 地域振興整備公団の行う業務に関する事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 イ 特定の地域の開発整備のための大規模な事業の施行に係る業務であつて地域振興整備公団の業務とすべきものに係る政令案の作成 ロ 地域振興整備公団の業務基本方針の策定及び運用 ハ 地域振興整備公団の業務の統一性を確保するための関係行政機関との連絡調整 七 日本政策投資銀行の行う業務のうち、国土交通省設置法第四

条第二十八号の業務等を定める政令第一条に規定する業務（東北地方に係るものに限る。）に關すること。

七・八（略）

（土地・水資源局の所掌事務）

第六条 土地・水資源局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三（略）

四 独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うものに限る。）の土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）に基づく監督に關すること。

五 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、次に掲げるものに關すること。

イ（略）

ロ 流通業務団地造成事業（宅地の造成と併せて行うものに限る。）に係る業務

（削る）

六～十一（略）

2 水資源部は、前項第十号及び第十一号に掲げる事務をつかさどる。

（都市・地域整備局の所掌事務）

第七条 都市・地域整備局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十一（略）

十二 土地区画整理事業に關すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に關すること及び土地・水資源局の所掌に屬するものを除く。）。

十三（略）

条第二十九号の業務等を定める政令第一条に規定する業務（東北地方に係るものに限る。）に關すること。

八・九（略）

（土地・水資源局の所掌事務）

第六条 土地・水資源局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三（略）

四 都市基盤整備公団が施行する土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うものに限る。）及び地域振興整備公団が施行する土地区画整理事業（宅地の造成と併せて行うものに限る。）の監督に關すること。

五 都市基盤整備公団の行う業務のうち、次に掲げるものに關すること。

イ（略）

ロ 流通業務団地造成事業に係る業務

六 地域振興整備公団の行う業務のうち、土地区画整理事業（宅地の造成と併せて行うものに限る。）に係るものに關すること。

七～十二（略）

2 水資源部は、前項第十一号及び第十二号に掲げる事務をつかさどる。

（都市・地域整備局の所掌事務）

第七条 都市・地域整備局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十一（略）

十二 土地区画整理事業に關すること（都市基盤整備公団及び地域振興整備公団の行う業務に關すること並びに土地・水資源局の所掌に屬するものを除く。）。

十三（略）

十四 前二号に掲げるもののほか、市街地再開発事業、流通業務団地造成事業その他市街地の整備改善に関すること（防災街区整備事業及び独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること並びに住宅局及び港湾局の所掌に属するものを除く。）。

十五 防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十条に規定する防災都市施設をいう。以下同じ。）の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関すること。

（削る）

十六 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、次に掲げるものに関すること。

イ（略）

ロ 市街地再開発事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務

ハ 防災街区整備事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務

ニ 土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務

ホ 流通業務団地造成事業（宅地の造成と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務

十七（略）

十八 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による資金の貸付けに関すること（独立行政法人都市再生機構の行う宅地の造成及び土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併

十四 前二号に掲げるもののほか、市街地再開発事業、流通業務団地造成事業その他市街地の整備改善に関すること（防災街区整備事業及び都市基盤整備公団の行う業務に関すること並びに住宅局及び港湾局の所掌に属するものを除く。）。

十五 防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十条第一項に規定する防災都市施設をいう。以下同じ。）の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関すること。

十六 地域振興整備公団の行う業務に関すること（国土計画局及び土地・水資源局の所掌に属するものを除く。）。

十七 都市基盤整備公団の行う業務のうち、次に掲げるものに関すること。

イ（略）

ロ 土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務

ハ 市街地再開発事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務

ニ 防災街区整備事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務

十八（略）

十九 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による資金の貸付けに関すること（都市基盤整備公団の行う宅地の造成及び土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行う

せて行つものに限る。）に要する資金の貸付けに關すること並びに総合政策局及び住宅局の所掌に屬するものを除く。）。
十九（略）

2 下水道部は、前項第二十四号に掲げる事務（下水道の災害復旧事業に係るものにあつては、工事の指導に關することに限る。）をつかさどる。

（住宅局の所掌事務）

第十条 住宅局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 独立行政法人都市再生機構の行う業務に關すること（土地・水資源局及び都市・地域整備局の所掌に屬するものを除く。）。

三（略）

九 個人施行者、市街地再開発組合、防災街区計画整備組合、再開発会社、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業（都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものを除く。）の助成及び都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく監督に關すること。

十 独立行政法人都市再生機構が行う建築物の敷地の整備（賃貸住宅の建設と併せて行つもの及び重要な公共施設の整備を伴わないものに限る。）に關する助成に關すること。

十一（略）

（北海道局の所掌事務）

第十六条 北海道局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

四 日本政策投資銀行の行う業務のうち、国土交通省設置法第四十条第二十八号の業務等を定める政令第一条に規定するものに関

ものに限る。）に要する資金の貸付けに關すること並びに総合政策局及び住宅局の所掌に屬するものを除く。）。
二十（略）

2 下水道部は、前項第二十五号に掲げる事務（下水道の災害復旧事業に係るものにあつては、工事の指導に關することに限る。）をつかさどる。

（住宅局の所掌事務）

第十条 住宅局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 都市基盤整備公団の行う業務に關すること（土地・水資源局及び都市・地域整備局の所掌に屬するものを除く。）。

三（略）

九 個人施行者、市街地再開発組合、防災街区計画整備組合、再開発会社、都市基盤整備公団、地域振興整備公団及び地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業（都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うもの及び地域振興整備公団が宅地の造成と併せて行つものを除く。）の助成及び監督に關すること。

十 都市基盤整備公団が行う建築物の敷地の整備（賃貸住宅の建設と併せて行つもの及び重要な公共施設の整備を伴わないものに限る。）に關する助成に關すること。

十一（略）

（北海道局の所掌事務）

第十六条 北海道局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

四 日本政策投資銀行の行う業務のうち、国土交通省設置法第四十条第二十九号の業務等を定める政令第一条に規定するものに関

すること（国土計画局の所掌に属するものを除く。）。
五〇九（略）

第三款 課の設置等

第一目 大臣官房

（地方課の所掌事務）

第二十八條 地方課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 地方整備局、国土地理院及び国土技術政策総合研究所（以下この条において「地方整備局等」という。）の機構及び定員並びに地方整備局等の運営に要する経費の調整に関すること（国土交通省設置法（以下「法」という。）第三十一条第一項第二号に掲げる事務のうち法第四十五条第十七号、第五十八号及び第六十一号（港湾に係るものに限る。）、第一百一号から第百三号まで並びに第百二十八号（港湾に係るものに限る。）に掲げる事務並びに法第三十一条第一項第五号に掲げる事務並びに第九十三条第一項各号に掲げる事務のうち法第四十五条第十七号及び第六十一号（港湾に係るものに限る。）、第一百一号、第百二号並びに第百九号（飛行場の整備及び保全に係るものに限る。）に掲げる事務に係るもの（次号において「港湾空港関係事務」という。）に関するものを除く。）。

三・四（略）

第三目 国土計画局

（総務課の所掌事務）

第六十三條 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二（略）

（削る）

すること（国土計画局の所掌に属するものを除く。）。
五〇九（略）

第三款 課の設置等

第一目 大臣官房

（地方課の所掌事務）

第二十八條 地方課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 地方整備局、国土地理院及び国土技術政策総合研究所（以下この条において「地方整備局等」という。）の機構及び定員並びに地方整備局等の運営に要する経費の調整に関すること（国土交通省設置法（以下「法」という。）第三十一条第一項第二号に掲げる事務のうち法第四十五条第十八号、第五十九号及び第六十二号（港湾に係るものに限る。）、第一百一号から第百三号まで並びに第百二十八号（港湾に係るものに限る。）に掲げる事務並びに法第三十一条第一項第五号に掲げる事務並びに第九十三条第一項各号に掲げる事務のうち法第四十五条第十八号及び第六十二号（港湾に係るものに限る。）、第一百一号、第百二号並びに第百九号（飛行場の整備及び保全に係るものに限る。）に掲げる事務に係るもの（次号において「港湾空港関係事務」という。）に関するものを除く。）。

三・四（略）

第三目 国土計画局

（総務課の所掌事務）

第六十三條 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二（略）

三 地域振興整備公団の行う業務に関する事務のうち、次に掲げる事項に関すること。

イ 特定の地域の開発整備のための大規模な事業の施行に係る

三〇五 (略)

(地方計画課の所掌事務)

第六十八条 地方計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 日本政策投資銀行の行う業務のうち、国土交通省設置法第四
条第二十八号の業務等を定める政令第一条に規定する業務(東
北地方に係るものに限る。)に関すること。

第四目 土地・水資源局

(土地政策課の所掌事務)

第七十三条 土地政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業(宅
地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うものに限る。)の土
地区画整理法に基づく監督に関すること。

四 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、次に掲げるも
のに関すること。

イ (略)

ロ 流通業務団地造成事業(宅地の造成と併せて行うものに限
る。)に係る業務

(削る)

業務であつて地域振興整備公団の業務とすべきものに係る政
令案の作成

ロ 地域振興整備公団の業務基本方針の策定及び運用

ハ 地域振興整備公団の業務の統一性を確保するための関係行
政機関との連絡調整

四〇六 (略)

(地方計画課の所掌事務)

第六十八条 地方計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 日本政策投資銀行の行う業務のうち、国土交通省設置法第四
条第二十九号の業務等を定める政令第一条に規定する業務(東
北地方に係るものに限る。)に関すること。

第四目 土地・水資源局

(土地政策課の所掌事務)

第七十三条 土地政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 都市基盤整備公団が施行する土地区画整理事業(宅地の造成
又は賃貸住宅の建設と併せて行うものに限る。)及び地域振興
整備公団が施行する土地区画整理事業(宅地の造成と併せて行
うものに限る。)の監督に関すること。

四 都市基盤整備公団の行う業務のうち、次に掲げるものに関す
ること。

イ (略)

ロ 流通業務団地造成事業に係る業務

五 地域振興整備公団の行う業務のうち、土地区画整理事業(宅
地の造成と併せて行うものに限る。)に係るものに関すること

五 (略)

第五目 都市・地域整備局

(まちづくり推進課の所掌事務)

第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 七 (略)

(削る)

八 独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事務であつて都市・地域整備局の所掌に属するものの総括に属すること。

九 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、建築物の敷地の整備(賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので重要な公共施設の整備を伴うものに限る。)並びに整備した敷地の管理及び譲渡に係るものに関すること。

十 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による資金の貸付けに属すること(独立行政法人都市再生機構の行う宅地の造成及び土地区画整理事業(宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うものに限る。)に要する資金の貸付けに属すること並びに総合政策局及び住宅局並びに市街地整備課の所掌に属するものを除く。)。

十一 十三 (略)

(市街地整備課の所掌事務)

第八十八条 市街地整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 土地区画整理事業に関すること(独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること並びに土地・水資源局及び下水道部の所掌に属するものを除く。)。

二 市街地再開発事業に関すること(独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること及び住宅局の所掌に属するものを除く。)。

六 (略)

第五目 都市・地域整備局

(まちづくり推進課の所掌事務)

第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 七 (略)

八 地域振興整備公団の行う業務に関すること(国土計画局及び土地・水資源局並びに市街地整備課の所掌に属するものを除く。)。

九 都市基盤整備公団の行う業務に関する事務であつて都市・地域整備局の所掌に属するものの総括に属すること。

十 都市基盤整備公団の行う業務のうち、建築物の敷地の整備(賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので重要な公共施設の整備を伴うものに限る。)並びに整備した敷地の管理及び譲渡に係るものに関すること。

十一 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による資金の貸付けに属すること(都市基盤整備公団の行う宅地の造成及び土地区画整理事業(宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うものに限る。)に要する資金の貸付けに属すること並びに総合政策局及び住宅局並びに市街地整備課の所掌に属するものを除く。)。

十二 十四 (略)

(市街地整備課の所掌事務)

第八十八条 市街地整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 土地区画整理事業に関すること(都市基盤整備公団及び地域振興整備公団の行う業務に関すること並びに土地・水資源局及び下水道部の所掌に属するものを除く。)。

二 市街地再開発事業に関すること(都市基盤整備公団の行う業務に関すること及び住宅局の所掌に属するものを除く。)。

。）。

三 (略)

四 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、次に掲げるものに関する事。

イ 市街地再開発事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務

ロ 防災街区整備事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務

ハ 土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務

ニ 流通業務団地造成事業（宅地の造成と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務

五 住宅街区整備事業に関する事（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事を除く。）。

六 流通業務市街地の整備に関する事（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事を除く。）。

七 都市再開発法の規定による再開発事業の計画の認定に関する事。

八 (略)

第八目 住宅局

（総務課の所掌事務）

第百十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

三 (略)

四 都市基盤整備公団の行う業務のうち、次に掲げるものに関する事。

イ 土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務

ロ 市街地再開発事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務

ハ 防災街区整備事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務

五 地域振興整備公団の行う業務のうち、土地区画整理事業（宅地の造成と併せて行うもの以外のものに限る。）に係るものに関する事。

六 住宅街区整備事業に関する事（都市基盤整備公団の行う業務に関する事を除く。）。

七 流通業務市街地の整備に関する事（都市基盤整備公団の行う業務に関する事を除く。）。

八 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の規定による再開発事業の計画の認定に関する事。

九 (略)

第八目 住宅局

（総務課の所掌事務）

第百十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二（略）

三 独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること（土地・水資源局及び都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。）。

四・五（略）

（市街地建築課の所掌事務）

第二百二十条 市街地建築課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三（略）

四 都心共同住宅供給事業（共同住宅の管理又は譲渡に関する事業及びこれらに附帯する事業を除く。）その他市街地における土地の合理的な高度利用に関する事業による住宅の供給等に関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関するものを除く。）。

五（略）

六 防災街区整備事業に関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること及び都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。）。

七 個人施行者、市街地再開発組合、防災街区計画整備組合、再開発会社、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業（都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものを除く。）の助成及び都市再開発法に基づく監督に関すること。

八 独立行政法人都市再生機構が行う建築物の敷地の整備（賃貸住宅の建設と併せて行うもの及び重要な公共施設の整備を伴わないものに限る。）に関する助成に関すること。

第十四目 北海道局

（参事官の職務）

一・二（略）

三 都市基盤整備公団の行う業務に関すること（土地・水資源局及び都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。）。

四・五（略）

（市街地建築課の所掌事務）

第二百二十条 市街地建築課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三（略）

四 都心共同住宅供給事業（共同住宅の管理又は譲渡に関する事業及びこれらに附帯する事業を除く。）その他市街地における土地の合理的な高度利用に関する事業による住宅の供給等に関すること（都市基盤整備公団の行う業務に関するものを除く。）。

五（略）

六 防災街区整備事業に関すること（都市基盤整備公団の行う業務に関すること及び都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。）。

七 個人施行者、市街地再開発組合、防災街区計画整備組合、再開発会社、都市基盤整備公団、地域振興整備公団及び地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業（都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うもの及び地域振興整備公団が宅地の造成と併せて行うものを除く。）の助成及び監督に関すること。

八 都市基盤整備公団が行う建築物の敷地の整備（賃貸住宅の建設と併せて行うもの及び重要な公共施設の整備を伴わないものに限る。）に関する助成に関すること。

第十四目 北海道局

（参事官の職務）

第百八十九条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 日本政策投資銀行の行う業務のうち、国土交通省設置法第四
条第二十八号の業務等を定める政令第一条に規定するものに關
すること(国土計画局の所掌に属するものを除く。)。

五 七 (略)

第三節 施設等機関

(国土技術政策総合研究所)

第百九十三条 国土技術政策総合研究所は、次に掲げる事務をつか
さどる。

一 二 (略)

三 国土交通省の職員に対し、法第四条第五十七号及び第六十一
号(港湾に係るものに限る。)、第百一号、第百二号並びに第
百九号(飛行場の整備及び保全に係るものに限る。)に掲げる
事務に関する研修を行うこと。

2 (略)

第四節 地方支分部局

第一款 地方整備局

(地方整備局の名称、位置及び管轄区域)

第二百六条 (略)

2 法第三十一条第一項第二号に掲げる事務のうち法第四条第五十
七号、第五十八号及び第六十一号(港湾に係るものに限る。)、
第百一号から第百三号まで並びに第百二十八号(港湾に係るもの
に限る。)に掲げる事務並びに法第三十一条第一項第五号に掲げ
る事務に関しては、前項の規定にかかわらず、長野県及び福井県
は北陸地方整備局の、山口県のうち下関市は九州地方整備局の管
轄区域とする。

3 (略)

第百八十九条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 日本政策投資銀行の行う業務のうち、国土交通省設置法第四
条第二十九号の業務等を定める政令第一条に規定するものに關
すること(国土計画局の所掌に属するものを除く。)。

五 七 (略)

第三節 施設等機関

(国土技術政策総合研究所)

第百九十三条 国土技術政策総合研究所は、次に掲げる事務をつか
さどる。

一 二 (略)

三 国土交通省の職員に対し、法第四条第五十八号及び第六十二
号(港湾に係るものに限る。)、第百一号、第百二号並びに第
百九号(飛行場の整備及び保全に係るものに限る。)に掲げる
事務に関する研修を行うこと。

2 (略)

第四節 地方支分部局

第一款 地方整備局

(地方整備局の名称、位置及び管轄区域)

第二百六条 (略)

2 法第三十一条第一項第二号に掲げる事務のうち法第四条第五十
八号、第五十九号及び第六十二号(港湾に係るものに限る。)、
第百一号から第百三号まで並びに第百二十八号(港湾に係るもの
に限る。)に掲げる事務並びに法第三十一条第一項第五号に掲げ
る事務に関しては、前項の規定にかかわらず、長野県及び福井県
は北陸地方整備局の、山口県のうち下関市は九州地方整備局の管
轄区域とする。

3 (略)

附 則

(都市・地域整備局の所掌事務の特例)

第三条 (略)

2 都市・地域整備局は、第七条第一項各号及び前項の表の下欄に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 独立行政法人都市再生機構の行う独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)附則第十二条第一項第一号に掲げる業務(同法附則第十六条の規定による改正前の地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)附則第九条において、「旧地域公団法」という。)第十九条第一項第一号イから八までに掲げる業務に係るものに限る。) に関すること。

二 独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)附則第七条第一項第一号に掲げる業務(同法附則第二十条の規定による廃止前の環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)附則第十条の二において、「旧事業団法」という。)第十八条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びに同項第五号に掲げる業務のうち、都市公園となるべき緑地を設置し、及び譲渡するもの並びにこれらに附帯する業務に係るものに限る。) に関すること。

(国土計画局総務課の所掌事務についての読替え)

第六条 国土計画局総務課の所掌事務については、第六十三条第四号中「及び豪雪地帯対策分科会」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間において、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表・略)

附 則

(都市・地域整備局の所掌事務の特例)

第三条 (略)

2 都市・地域整備局は、第七条第一項各号及び前項の表の下欄に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)附則第七条第一項第一号に掲げる業務(同法附則第二十条の規定による廃止前の環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)附則第十条の二において、「旧事業団法」という。)第十八条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びに同項第五号に掲げる業務のうち都市公園となるべき緑地を設置し、及び譲渡するもの並びにこれらに附帯する業務に係るものに限る。) に関する事務をつかさどる。

(国土計画局総務課の所掌事務についての読替え)

第六条 国土計画局総務課の所掌事務については、第六十三条第五号中「及び豪雪地帯対策分科会」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間において、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表・略)

第八条 削除

(都市・地域整備局地方整備課の所掌事務の特例)

第八条 (略)

(都市・地域整備局まちづくり推進課の所掌事務の特例)

第九条 都市・地域整備局まちづくり推進課は、第八十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人都市再生機構の行う独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第一項第一号に掲げる業務(旧地域公団法第十九条第一項第一号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。)に関する事務をつかさどる。

(鉄道局都市鉄道課の所掌事務の特例)

第二十二条 鉄道局都市鉄道課は、第二百二十五条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人都市再生機構の行う独立行政法人都市再生機構法附則第十三条第一項に規定する鉄道業務に関する事務をつかさどる。

(都市・地域整備局地方整備課の所掌事務の特例)

第九条 (略)

(新設)

(鉄道局都市鉄道課の所掌事務の特例)

第二十二条 鉄道局都市鉄道課は、第二百二十五条各号に掲げる事務のほか、当分の間、都市基盤整備公団の行う都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)附則第十一条第一項に規定する鉄道業務に関する事務をつかさどる。